

## 第2章 地域の概況



## 第2章 地域の概況

### 2-1 地域の概要

湖周地区、塩尻市及び辰野町を含む地域は長野県のほぼ中央に位置している（図 2-1-1）。

湖周地区は諏訪湖の周囲に位置しており、東の霧ヶ峰山塊及び八ヶ岳山系、南の入笠釜無山系、西から北にかけての西山山系及び東山山系に囲まれた諏訪盆地の北側部分である。霧ヶ峰に続く鉢伏山と東山山系を源とする塚間川、横河川、砥川の3河川は南流して扇状地をつくり、諏訪湖へ入る。諏訪湖は、諏訪盆地の水を集め天竜川となって太平洋まで南流している。

気候は内陸性の気候であるため、年間を通じて降水量が少なく、気温の年較差や日較差が大きい。また、湿度が低い、日射量が多いといった特徴をもっている。

交通としては、北側には首都圏、中京圏との交通の要となる長野自動車道岡谷 IC があり、また東西方向へ一般国道 20 号が走っている。

湖周地区を構成しているのは、ごみ焼却施設建設地である岡谷市、諏訪市、下諏訪町である。この2市1町でごみ処理を共同で行う。岡谷市は諏訪盆地の北西部を占めている。塩尻市、辰野町は東山山系を挟んで岡谷市の西側に位置している。対象事業実施区域は図 2-2-1 に示すとおり、岡谷市西部の東山山系の一角に位置しており、周囲の大部分は針葉樹林となっている。

対象事業実施区域に隣接して東側に鳥居平やまびこ公園がある。さらに東側は斜面を挟んで岡谷市の市街地が広がり、集落が密集している。対象事業実施区域の西側には、勝弦峠を挟んで樋沢地区の集落がある。

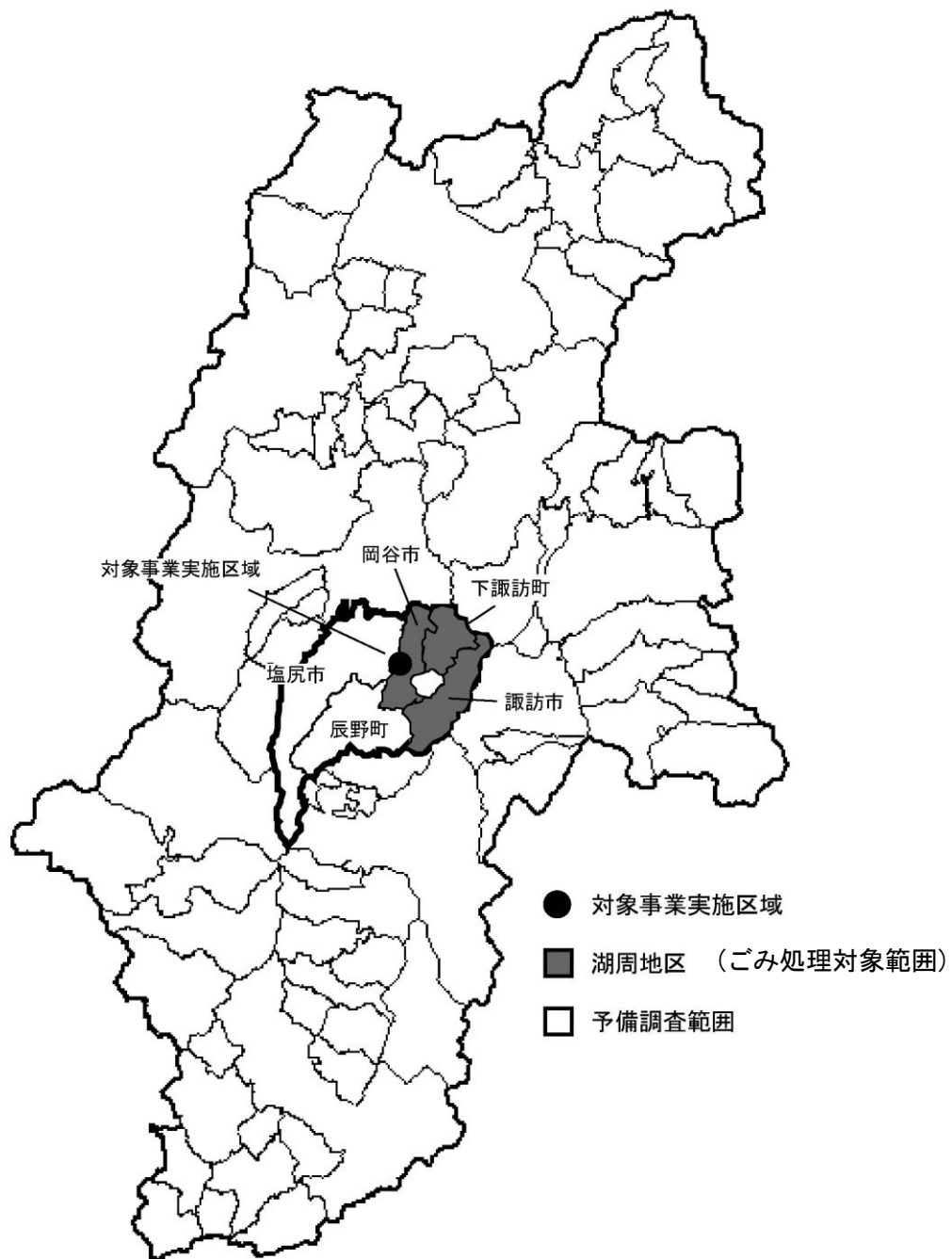


図 2-1-1 関連市町村位置図



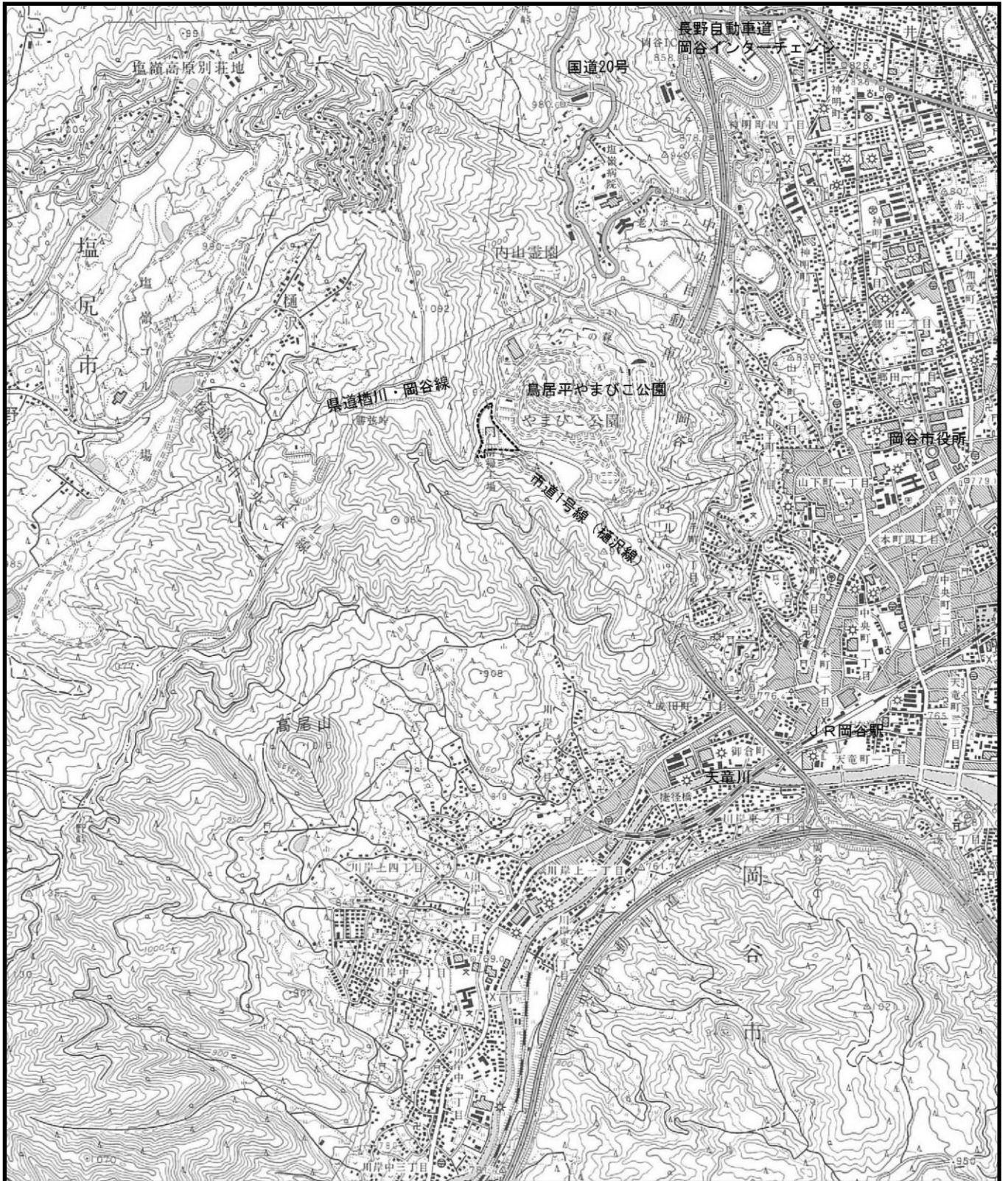
## **2-2 社会的状況**

社会的状況の調査範囲については、想定する計画施設の規模から算出した排出ガスの最大濃度出現距離（2km と予測）の 2 倍である半径 4km とし、湖周地区に加え半径 4km 圏内にある塩尻市、辰野町を対象とした。

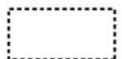
### **2-2-1 人口及び産業の状況**

#### **1) 行政区域の状況**

各市町村の位置は、図 2-1-1 に示すとおりである。



凡例



対象事業実施区域

図 2-2-1 対象事業実施区域の状況



0 250 500 1000m

2) 人口

湖周地区、塩尻市及び辰野町の人口の状況を表 2-2-1 に示す。平成 25 年 1 月の人口は、対象事業実施区域のある岡谷市が 51,661 人である。

また、湖周地区 3 市町の人口の推移を図 2-2-2 に示す。湖周地区の人口は減少傾向にある。

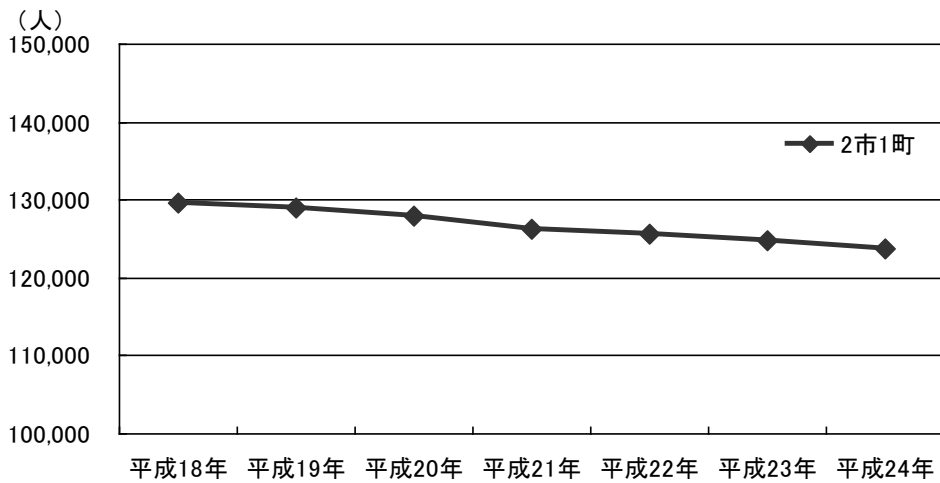
表 2-2-1 人口等

平成 25 年 1 月 1 日現在

	世帯数 (世帯)	人口(人) 総数	1世帯当たり 人口(人)	対前年人口 増加率 (%)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	面積 (km <sup>2</sup> )
岡谷市	19,464	51,661	2.7	-1.11	606.4	85.19
諏訪市	20,460	50,542	2.5	-0.74	459.8	109.91
下諏訪町	8,360	21,124	2.5	-0.65	315.8	66.90
湖周地区 (3市町計)	48,284	123,327	-	-0.88	470.7	262.00
塩尻市	25,628	67,493	2.6	0.20	232.6	290.13
辰野町	7,322	20,212	2.8	-1.92	119.6	169.02
5市町全体	81,234	211,032	-	-0.73	292.6	721.15

注：対前年人口増加率(%) = (平成 24 年 10 月人口 / 平成 23 年 10 月人口 - 1) × 100

出典：「長野県ホームページ」(長野県統計情報データベース；毎月人口異動調査)



出典：「長野県ホームページ」(長野県統計情報データベース；毎月人口異動調査)

図 2-2-2 3市町人口の推移 (岡谷市、諏訪市、下諏訪町)



### 3) 産業

湖周地区、塩尻市及び辰野町の産業（大分類）別従業者数を表 2-2-2 に示す。

平成 22 年度の産業大分類別従業者数は、各市町ともに、製造業が大きな割合を占め、卸売・小売業がこれに次いでいる。

**表 2-2-2 産業大分類別従業者数（平成 22 年度）**

	岡谷市		諏訪市		下諏訪町		塩尻市		辰野町	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
総数	25,173	-	25,954	-	10,333	-	35,770	-	10,017	-
農業、林業	452	1.80	855	3.29	156	1.51	2,968	8.30	502	5.01
うち農業	426	1.69	841	3.24	145	1.40	2,913	8.14	491	4.90
漁業	8	0.03	5	0.02	4	0.04	5	0.01	2	0.02
鉱業、採石業、 砂利採取業	7	0.03	21	0.08	2	0.02	4	0.01	2	0.02
建設業	1,705	6.77	1,671	6.44	623	6.03	2,260	6.32	627	6.26
製造業	8,974	35.65	7,362	28.37	3,369	32.60	9,269	25.91	3,998	39.91
電気・ガス・熱供給・ 水道業	105	0.42	88	0.34	74	0.72	202	0.56	32	0.32
情報通信業	281	1.12	367	1.41	126	1.22	531	1.48	84	0.84
運輸業、郵便業	702	2.79	788	3.04	287	2.78	2,059	5.76	294	2.94
卸売業、小売業	3,864	15.35	4,074	15.70	1,531	14.82	5,868	16.40	1,291	12.89
金融業、保険業	532	2.11	547	2.11	196	1.90	491	1.37	136	1.36
不動産業、物品賃貸業	217	0.86	314	1.21	127	1.23	323	0.90	39	0.39
学術研究、専門・ 技術サービス業	533	2.12	639	2.46	257	2.49	774	2.16	226	2.26
宿泊業、飲食サービス業	1,215	4.83	1,933	7.45	707	6.84	1,742	4.87	420	4.19
生活関連サービス業、 娯楽業	962	3.82	1,009	3.89	392	3.79	1,158	3.24	313	3.12
教育、学習支援業	879	3.49	847	3.26	452	4.37	1,447	4.05	370	3.69
医療、福祉	2,711	10.77	2,554	9.84	1,110	10.74	3,402	9.51	906	9.04
複合サービス事業	155	0.62	153	0.59	55	0.53	334	0.93	98	0.98
サービス業 (他に分類されないもの)	963	3.83	1,160	4.47	496	4.80	1,708	4.77	373	3.72
公務(他に分類されるも のを除く)	657	2.61	730	2.81	266	2.57	838	2.34	264	2.64
分類不能の産業	251	1.00	837	3.22	103	1.00	387	1.08	40	0.40

出典：「国勢調査（平成 22 年度）都道府県・市町村別統計表」

## 2-2-2 交通の状況

対象事業実施区域及びその周辺の主要道路網及び鉄道の状況を図 2-2-3 に、「平成 22 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）」における主要道路の交通量を表 2-2-3 に示す。

なお、休日調査のうち、平成 22 年度に対象事業実施区域及びその周辺において、調査が行われていない地点があったため、その場合は「平成 17 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）」の調査結果を記載した。

主要道路としては、長野自動車道、中央自動車道及び国道 20 号がある。岡谷市の市街地の北には長野自動車道の岡谷インターチェンジがあり、国道 20 号に接続している。国道 20 号は塩尻峠を通過して塩尻、松本、安曇野地域を繋ぎ、更には国道 19 号と接続して木曾地域を繋いでいる。岡谷インターチェンジの南には岡谷ジャンクションがあり、長野自動車道と中央自動車道の接点となっている。

また、主な駅の 1 日平均乗車人員を表 2-2-4 に示す。鉄道としては、対象事業実施区域の地下を JR 中央本線が走り、塩尻・松本方面、辰野・伊那方面に接続している。最寄りの駅としては対象事業実施区域の南東に JR 岡谷駅がある。

表 2-2-3 主要道路における交通量の調査結果

道路の種類	路線名	観測地点名		24 時間交通量（台）	
		平成 22 年度	平成 17 年度	平日	休日
高速自動車道	中央自動車道	諏訪～岡谷 JCT		34,420	44,084
	長野自動車道	岡谷 JCT～岡谷		43,059	52,079
一般国道	一般国道 20 号	塩尻市旧塩尻	岡谷市長地東堀 3038-1	21,635	17,393 注1
		—注2	岡谷市長地出早 2-12-1	11,584	9,613 注1
		—注2	岡谷市今井 1780-1	12,116	11,126 注1
一般県道	岡谷下諏訪線	岡谷市田中町 5771-1	岡谷市田中町	14,997	6,840 注1
	檜川岡谷線	岡谷市山下町 5566-1	岡谷市山下町二丁目	15,343	12,265 注1
主要地方道	下諏訪辰野線	岡谷市銀座 6486	岡谷市小口	14,143	11,442 注1
		—注2	岡谷市字川岸中二 2457	14,138	11,501 注1
	岡谷茅野線	岡谷市湊一丁目	岡谷市湊小田井	26,661	16,178 注1

注 1：観測地点が対象事業実施区域及びその周囲より離れていたため、平成 17 年度道路交通センサスの値を用いた。

注 2：交通量の調査対象としなかった交通量調査単位区間については、交通量観測を実施した区間の交通量調査結果と平成 17 年度交通量を用いて推定を行った値が公開されており、特定の観測地点は無い。

出典：「平成 22 年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（長野県）

「平成 22 年度道路交通センサス 一般交通量調査 休日調査表」（長野県）

「平成 17 年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（長野県）

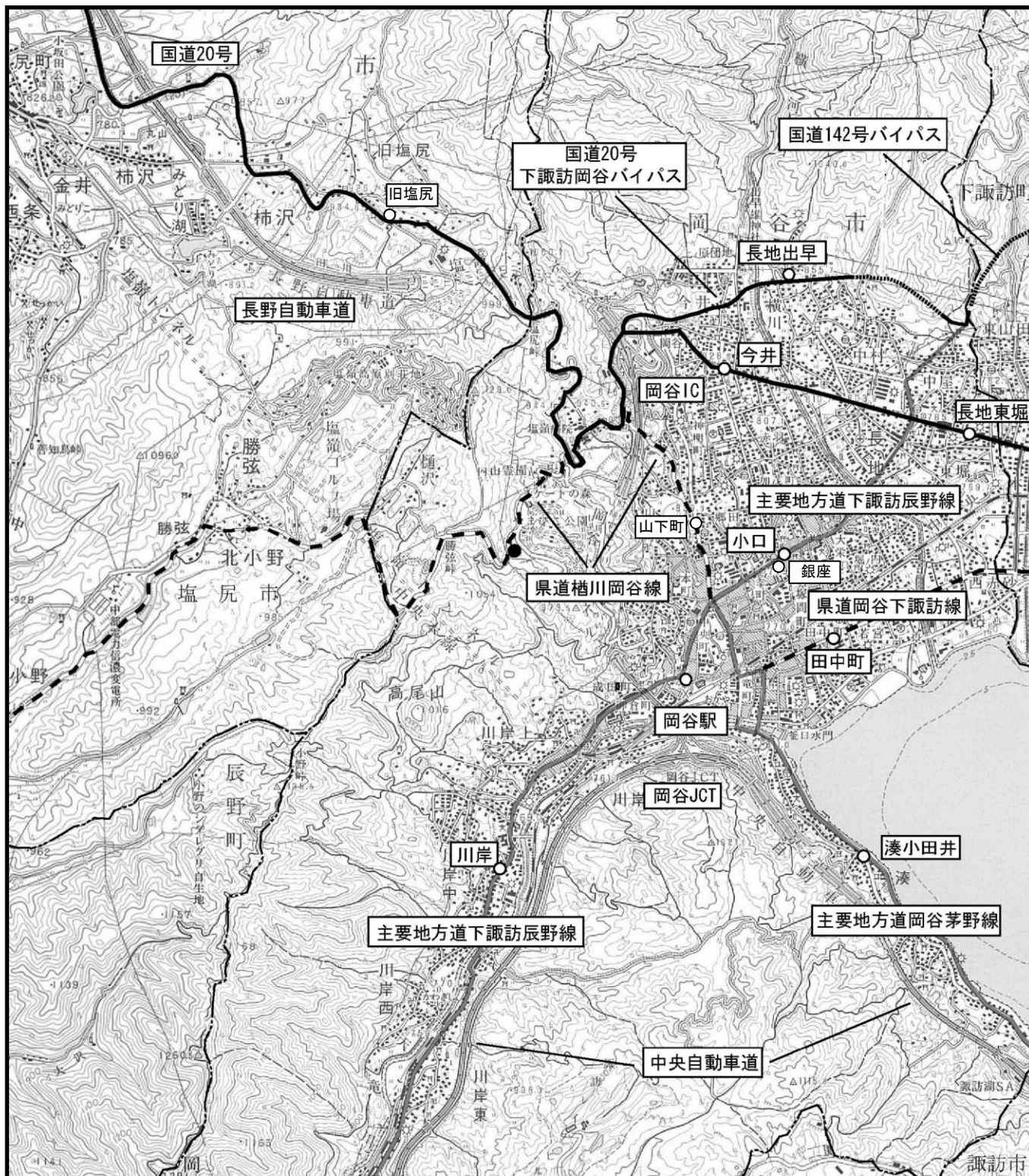
「平成 17 年度道路交通センサス 一般交通量調査 休日調査表」（長野県）

表 2-2-4 主な駅の1日平均乗車人員

平成 23 年度

鉄道会社名等	駅名	1日平均乗車人員 (人)
JR 東日本	岡谷駅	3,043
	上諏訪駅	4,190
	塩尻駅	3,775

出典：「JR 東日本調べ」



凡 例	図 2-2-3 主要道路網及び鉄道の分布状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象事業実施区域</li> <li>— 一般国道                      ○ 交通量観測地点</li> <li>- - - 一般県道</li> <li>— 主要地方道</li> <li>- · - 市町村界</li> </ul>	

出典：「岡谷市都市計画図」（平成19年4月 岡谷市）



## 2-2-3 土地利用の状況

### 1) 土地利用

湖周地区、塩尻市及び辰野町の土地利用状況を表 2-2-5 に示す。

対象事業実施区域の周辺は山林であるが、岡谷市の土地利用では山林が 29.0%を占めている。

表 2-2-5 土地利用状況

		総数	田	畑	山林	原野	宅地	湖沼	雑種他	その他
岡谷市	面積 (km <sup>2</sup> )	85.19	1.15	2.65	24.7	6.49	7.22	-	-	42.98
	構成比 (%)	-	1.3	3.1	29.0	7.6	8.5	-	-	50.5
諏訪市	面積 (km <sup>2</sup> )	109.91	5.69	3.69	42.03	12.83	8.24	-	-	37.43
	構成比 (%)	-	5.2	3.4	38.1	11.7	7.5	-	-	34.1
下諏訪町	面積 (km <sup>2</sup> )	66.9	0.67	1.01	35.15	7.69	2.83	2.84	-	16.71
	構成比 (%)	-	1.0	1.5	52.6	11.5	4.2	4.2	-	25.0
塩尻市	面積 (km <sup>2</sup> )	290.13	11.86	22.85	149.94	15.5	13.28	-	4.75	71.95
	構成比 (%)	-	4.1	7.9	51.7	5.3	4.6	-	1.6	24.8
辰野町	面積 (km <sup>2</sup> )	169.02	6.12	3.93	112.77	9.72	4.69	-	-	31.79
	構成比 (%)	-	3.6	2.3	66.7	5.8	2.8	-	-	18.8

出典：「岡谷市ホームページ」（岡谷市の概要 平成 23 年 1 月 1 日現在）  
「諏訪市ホームページ」（諏訪市の概要 平成 23 年 1 月 1 日現在）  
「塩尻市ホームページ」（統計しおじり 平成 23 年 1 月 1 日現在）  
「下諏訪町ホームページ」（下諏訪町の統計 平成 23 年 1 月 1 日現在）  
「辰野町ホームページ」（辰野町町勢要覧 平成 23 年 1 月 1 日現在）



## 2) 都市計画区域

湖周地区、塩尻市及び辰野町の都市計画区域の状況を表 2-2-6 に、対象事業実施区域及びその周辺における土地利用の状況を図 2-2-4 に、用途地域の指定状況を図 2-2-5 に示す。

対象事業実施区域は現在の岡谷市清掃工場の敷地であり、都市計画施設として位置づけられている。隣接する鳥居平やまびこ公園は、都市計画公園となっている。

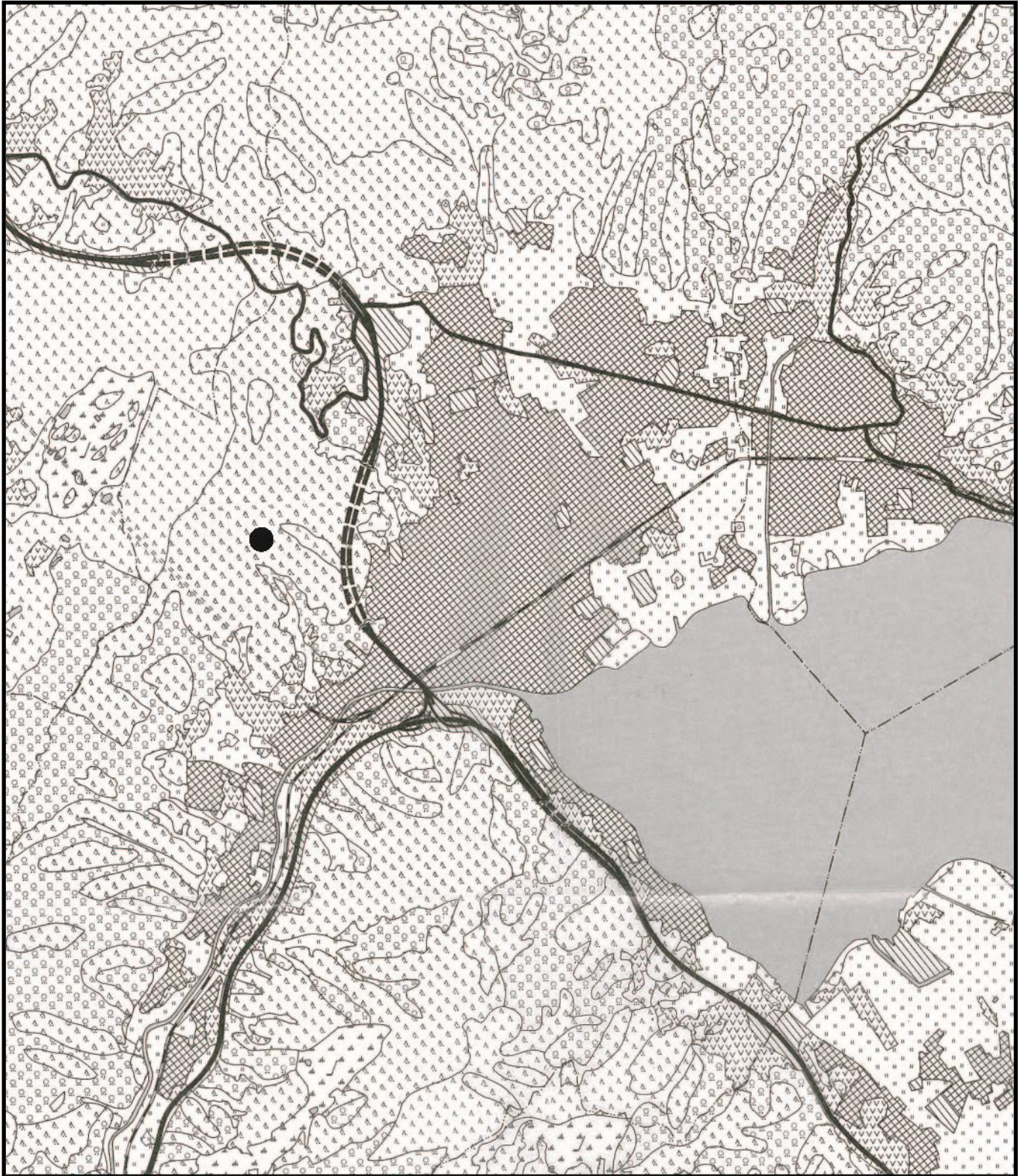
**表 2-2-6 都市計画区域の状況**

平成 24 年 3 月 31 日現在

都市計画区域名	最終都市計画区域指定年月日	都市計画区域面積 (ha)
岡谷	昭和 39 年 10 月 1 日	7,919
諏訪	平成 21 年 8 月 6 日	10,489
下諏訪	昭和 33 年 7 月 1 日	6,329
塩尻	昭和 59 年 4 月 19 日	9,713
辰野	昭和 25 年 6 月 23 日	7,687

出典：「2012 年 長野県の都市計画 資料編」（長野県）





凡 例

● 対象事業実施区域

図 2-2-4 (1) 土地利用の状況



0 500 1000 2000m



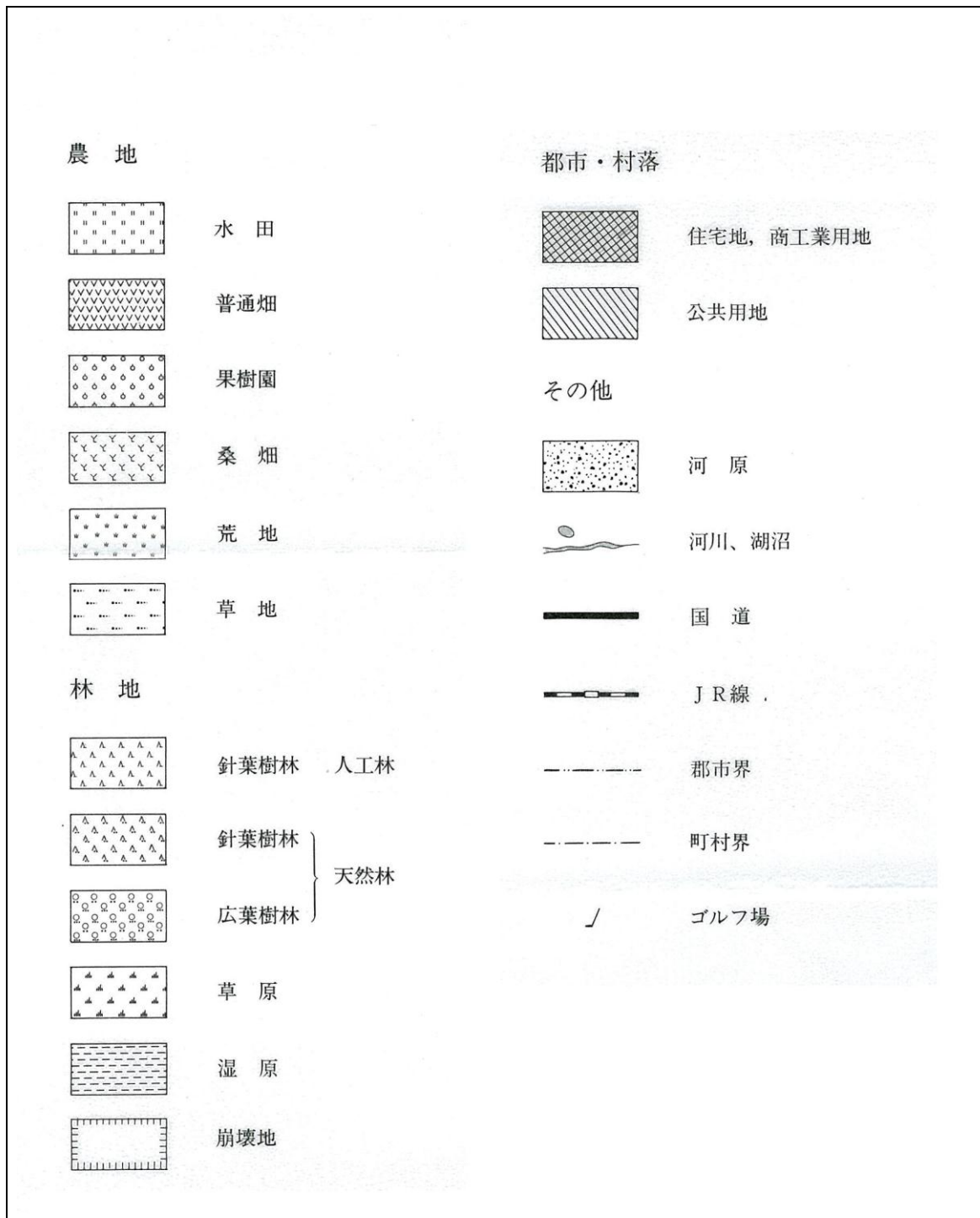
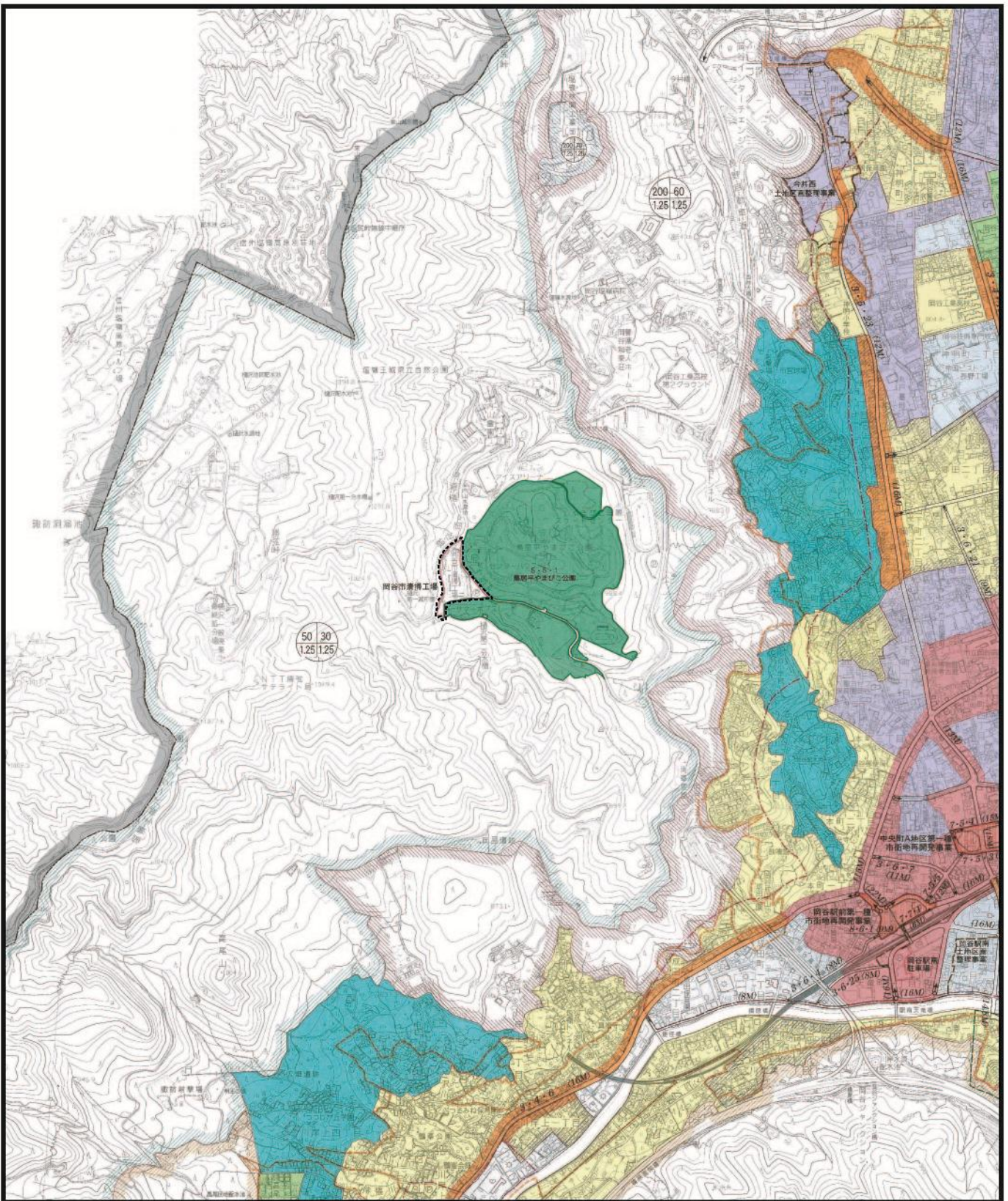


図 2-2-4 (2) 土地利用の状況

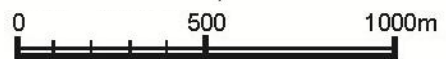




凡例

▭ 対象事業実施区域

図 2-2-5 (1) 用途地域の指定状況





凡 例		都市計画区域界	
地 域 地 区	用途地域		形態規制 上段:容積率% 下段:建ぺい率%
			第一種低層住居専用地域
		第一種中高層住居専用地域	(200/60)
		第一種住居地域	(200/60)
		第二種住居地域	(200/60)
		準住居地域	(200/60)
		近隣商業地域	(300/80)
		商業地域	(400/80)
		準工業地域	(200/60)
		工業地域	(200/60)
		工業専用地域	(200/60)
	指定のないもの (容積率%/建ぺい率%)		
		50/30	容積率 建ぺい率 道路斜線 隣地斜線
		100/60	
		200/60	
		200/70	
		準防火地域	
		高度利用地区	
	特別用途地区		
		特別工業地区	
		水辺体育地区	
都市施設		都市計画道路	
		都市高速鉄道	
		都市計画公園	
		その他の都市施設	
開発事業地		土地区画整理事業	
		市街地再開発事業	
区域その他		DID:人口集中地区(H17)	
		建築基準法22条指定区域	

△	三角点	△	裁判所
▽	公共三角点	▲	検察庁
□	水準点	◆	税務署
⊠	公共水準点	✳	営林署
⊙	多角点	⊕	公会堂・公民館
●	標高点	□	銀行
△	電子基準点	⊕	職業安定所
□	普通建物	⊕	保健所
□	堅ろう建物	⊕	協同組合
□	堅ろう無壁舎	⊕	幼稚園・保育園
□	無壁舎	⊕	屋門
==	真幅道路	—	鳥居
—	軽車道	□	高塔
- - -	徒歩道	□	石段
- - -	庭園路	◇	灯籠
—	並木道	⊥	墓記
—	普通鉄道	⊥	記念像
—	特殊軌道	?	立像
—	索道	↑	路傍祠
—	鉄道橋	Q	独立樹
—	送電線	↑	起重機
—	都・府・県界	↑	煙突
—	郡市界	⊕	水位観測所
—	東京都の区界	⊕	タンク
—	町界	⊕	燈台
—	指定都市の区界	⊕	燈標
—	大字・町界	▽	トンネル・坑口
—	区域界	▽	洞
—	植生界	▽	電波塔
—	いさか	▽	温泉・鉱泉
—	土堤等	▽	噴火口・噴気口
—	人工斜面	▽	材料置場
—	切取部・盛土部	▽	圍地
⊕	神社	▽	採鉱地
⊕	寺院	▽	城跡
⊕	キリスト教会	▽	田畑
⊕	学校	▽	畑
⊕	病院	▽	桑畑
⊕	駐在所・交番	▽	茶畑
⊕	消防署	▽	果樹園
⊕	郵便局	▽	芝地
⊕	工場	▽	その他の樹木畑
⊕	変電所	▽	広葉樹林
⊕	倉庫	▽	針葉樹林
⊕	火薬庫	▽	竹林
⊕	掃排水ポンプ場	▽	荒地
⊕	役場の支所等	▽	湿地

図 2-2-5 (2) 用途地域の指定状況

## 2-2-4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況

### 1) 学校及び保育所

湖周地区、塩尻市及び辰野町における保育園、幼稚園及び小学校等の状況を表 2-2-7 に示す。また、対象事業実施区域及びその周辺における保育園、幼稚園及び小学校等の分布状況を図 2-2-6 及び表 2-2-8 に示す。

なお、対象事業実施区域周辺のうち、塩尻側には保育園、幼稚園及び小学校等に該当するものはない。

**表 2-2-7 保育園、幼稚園及び小学校等の状況**

市町村名	保育園	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学
岡谷市	16	4	8	4	3	0
諏訪市	16	1	7	4	3	0
下諏訪町	3	0	2	2	1	0
塩尻市	16	3	10	5	3	1
辰野町	6	1	5	1	1	1

出典：「平成 24 年度教育要覧」（平成 24 年 10 月 長野県教育委員会）

**表 2-2-8 対象事業実施区域周辺の保育園、幼稚園及び小学校等**

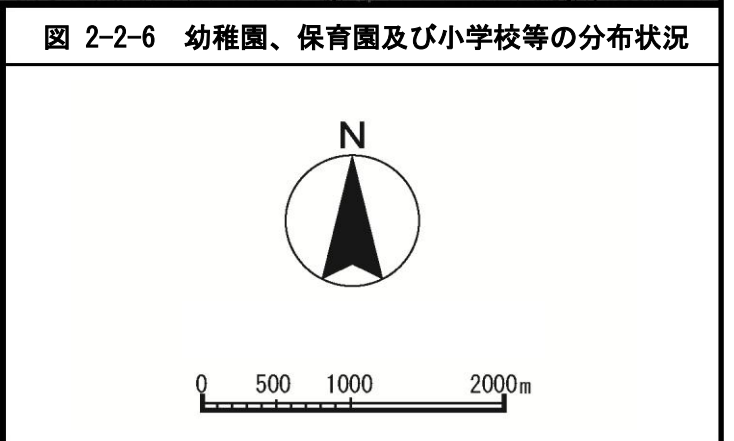
番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	ヤコブ幼稚園	13	小口保育園	25	田中小学校
2	今井保育園	14	小井川小学校	26	岡谷東高等学校
3	上の原小学校	15	聖母幼稚園	27	成田保育園
4	横川保育園	16	岡谷東部中学校	28	つるみね保育園
5	神明保育園	17	東堀保育園	29	岡谷西部中学校
6	岡谷北部中学校	18	西堀保育園	30	川岸小学校
7	岡谷たちばな幼稚園	19	ひまわり保育園	31	川岸保育園
8	神明小学校	20	岡谷小学校	32	岡谷南部中学校
9	岡谷工業高等学校	21	聖ヨゼフ保育園岡谷	33	湊小学校
10	若草保育園	22	瑞穂幼稚園	34	みなと保育園
11	長地小学校	23	あやめ保育園	35	夏明保育園
12	長地保育園	24	岡谷南高等学校		

注：表中の番号は図 2-2-6 に対応している。





凡例	
●	対象事業実施区域
○	幼稚園、保育園、小学校等
---	市町村界



出典：「長野県統合型地理情報システム」



## 2) 病院、診療所、社会福祉施設及び図書館の状況

湖周地区、塩尻市及び辰野町における病院、診療所、社会福祉施設及び図書館の状況を表 2-2-9 に示す。また、対象事業実施区域及びその周辺における病院、診療所、社会福祉施設及び図書館の分布状況を表 2-2-10(1)、(2)、図 2-2-7 及び図 2-2-8 に示す。

なお、対象事業実施区域周辺のうち、塩尻側には病院、診療所、社会福祉施設及び図書館に該当するものはない。

**表 2-2-9 病院、診療所及び図書館**

市町村名	病院	診療所	社会福祉施設	図書館
岡谷市	4	57	49	1
諏訪市	4	78	41	2
下諏訪町	3	30	29	1
塩尻市	5	82	75	9
辰野町	1	24	27	1

出典：「長野県統合型地理情報システム」  
岡谷市資料

**表 2-2-10 (1) 対象事業実施区域周辺の病院及び診療所**

番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	岡谷塩嶺病院	21	中村歯科医院	42	祐愛病院
2	今井内科胃腸科クリニック	22	市立岡谷病院	43	平林医院
3	早出歯科医院	23	笠原歯科医院	44	春山眼科医院
4	小谷内科医院	24	米山医院	45	藤岡歯科医院
5	ホワイト歯科医院	25	小口医院	46	酒井医院
6	諏訪湖畔病院	26	植野歯科医院	47	翠川医院
7	イマムラ脳神経外科クリニック	27	山岡歯科医院	48	宮坂歯科診療所
8	三井歯科医院	28	山田外科医院	49	ジュンデンタルクリニック
9	はつお歯科クリニック	29	山崎医院	50	浜整形・形成外科医院
10	林内科・循環器科クリニック	30	アポロ歯科医院	51	藤森医院
11	林外科医院	31	前川歯科医院	52	ララ歯科医院
12	下島歯科医院	32	小口歯科第二クリニック	53	牛山医院
13	帝国ピストンリング(株) 長野工場診療所	33	今井整形外科医院	54	山田歯科医院
		34	サツマ外科医院	55	釜口医院
14	南信堂歯科医院	35	太田歯科医院	56	花岡医院
15	堀江内科医院	36	栗田歯科医院	57	スマイル歯科医院
16	林眼科医院	37	野村ウィメンズクリニック	58	つるみね共立診療所
17	医療法人小野医院	38	笠原歯科医院	59	浦野歯科医院
18	宮内皮膚科クリニック	39	白川産婦人科医院	60	大滝歯科医院
19	なわ歯科医院	40	向山内科医院	61	川岸医院
20	林クリニック	41	たちばな歯科医院		

注：表中の番号は図 2-2-7 に対応している。

出典：「長野県統合型地理情報システム」

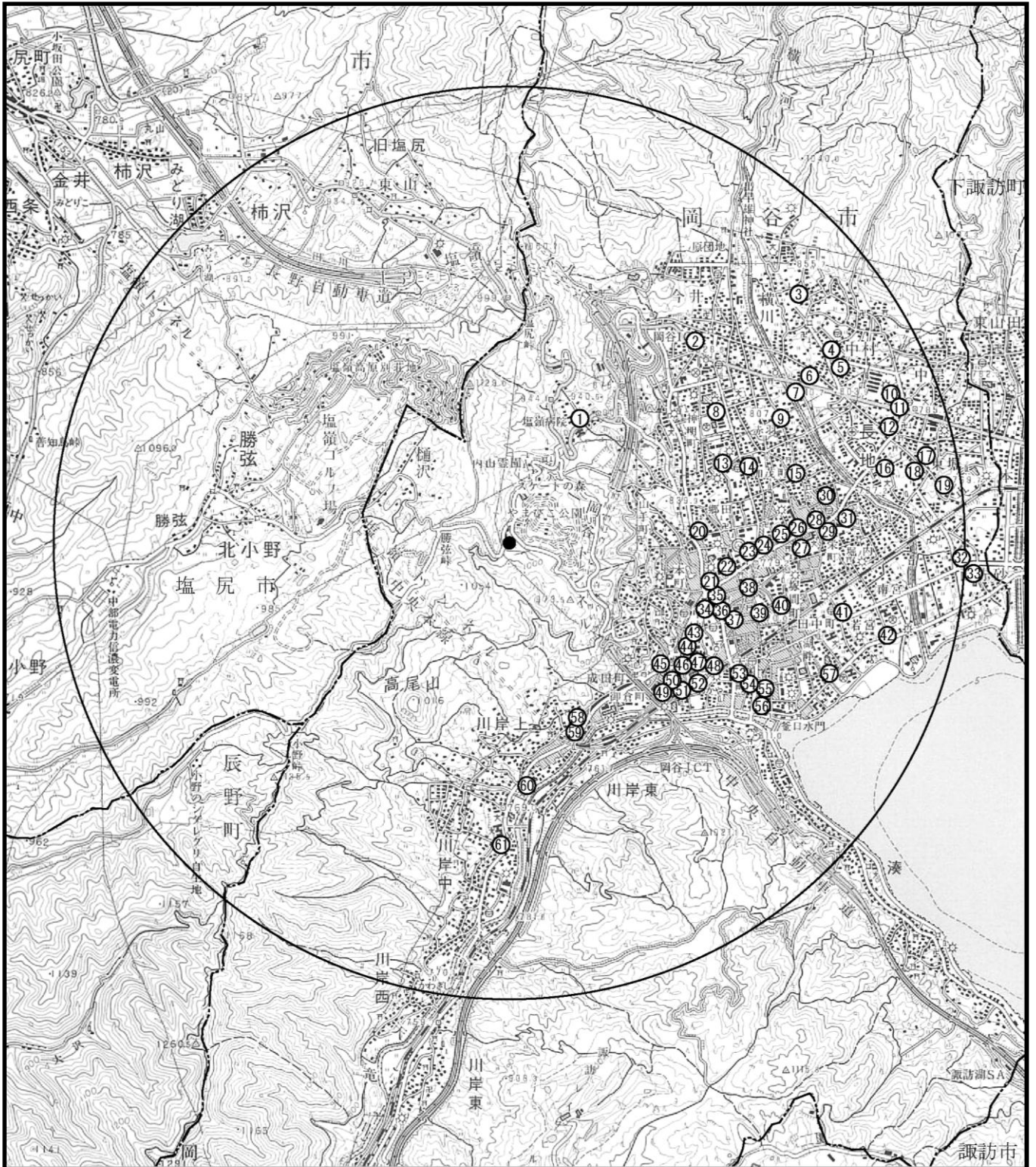


表 2-2-10 (2) 対象事業実施区域周辺の社会福祉施設及び図書館

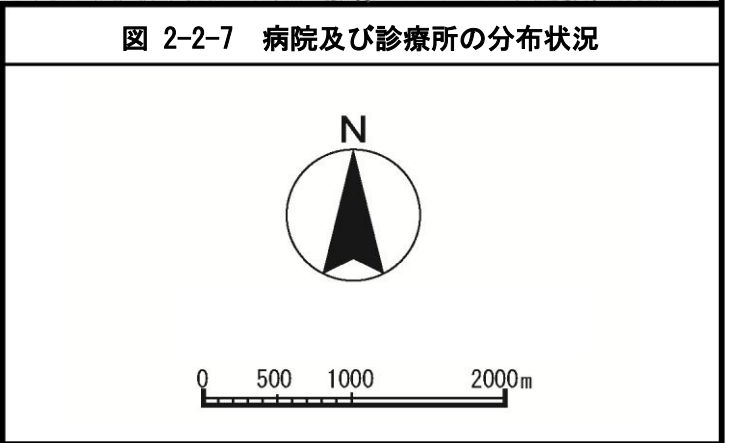
番号	名称	番号	名称
1	希望の里つばさ	26	有料老人ホーム茶の間
2	宅老所モモちゃん	27	ツクイ・サンシャイン岡谷
3	宅幼老所きずな	28	きのこの家
4	洗心荘	29	めだかの学校
5	虹の家	30	グレイスフル岡谷
6	訪問看護ステーションおさち	31	宅老所たんぼぼの家
7	宅老所第2きずな	32	グループホーム高尾
8	信濃医療福祉センター	33	ケアハウス高尾
9	穂乃家	34	つつじが丘学園
10	デイサービスセンター「陽だまり横丁」	35	宅老所和が家
11	グループホームさわらび	36	ソレイユ
12	岡谷和楽荘	37	白寿荘
13	在宅介護てまり	38	和が家新倉
14	エコファおかや	39	ツクイ岡谷
15	第2グレイスフル岡谷	40	有料老人ホーム茶の間Ⅱ
16	ウエルハートおかや	41	シニアホーム風の家
17	さわらび	42	ニチイケアセンター川岸夏明
18	岡谷市地域包括支援センター	43	グループホーム風薫
19	グループホーム・ケアホーム「つばさの家」	44	なごや家
20	みんなの家紙風船	45	和が家間下、おはな和が家（併設）
21	ニチイケアセンターおかや	46	リハビリデイサービスいずみ橋原
22	ほがら家	47	グループホーム愛の家岡谷幸町
23	ショートステイひまわりの家	48	なないろ
24	ひだまりの家	49	岡谷市立図書館
25	温泉デイサービス湯けむり	50	塩尻市社会福祉センター

注：表中の番号は図 2-2-8 に対応している。

出典：岡谷市資料




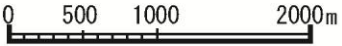
凡 例	
●	対象事業実施区域
○	病院及び診療所
---	市町村界



出典：「長野県統合型地理情報システム」





<p>凡 例</p>	<p>図 2-2-8 社会福祉施設及び図書館の分布状況</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象事業実施区域</li> <li>○ 社会福祉施設</li> <li>□ 図書館</li> <li>—— 市町村界</li> </ul>	<div style="text-align: center;"> <p>N</p>  <p>0 500 1000 2000m</p>  </div>

出典：「長野県統合型地理情報システム」



## 2-2-5 水域の利用状況

### 1) 河川、湖沼及び地下水の利用状況

#### (1) 水道水源としての利用状況

湖周地区、塩尻市及び辰野町の給水人口及び普及率を表 2-2-11 に、上水道、簡易水道及び専用水道の利水状況を表 2-2-12 (1) ～ (3) に示す。また、対象事業実施区域及びその周辺の水源の状況を図 2-2-9 に示す。

対象事業実施区域のある岡谷市では、河川水、深井戸水及び湧水を取水源として上水を利用している。

対象事業実施区域周辺には、塩嶺水源、樋沢水源及び内山水源があり、いずれも地下水からの取水である。

**表 2-2-11 給水人口及び普及率**

平成 23 年 3 月 31 日現在

市町村名	行政区域内 総人口 (人)	現在給水人口 (人)				普及率 (%)
		上水道	簡易水道	専用水道 自己水源のみ	合計	
岡谷市	52,553	52,402	0	0	52,553	100.0
		0	151	0		
諏訪市	51,002	50,589	242	0	50,896	99.8
		0	0	65		
下諏訪町	21,465	21,454	0	0	21,454	99.9
		0	0	0		
塩尻市	67,522	64,538	2,897	0	67,435	99.9
		0	0	0		
辰野町	20,769	17,261	3,199	0	20,562	99.0
		0	102	0		

注：現在給水人口の欄は、上段が公営、下段がその他を示す。

出典：「平成 22 年度 長野県の水道」(長野県)

**表 2-2-12 (1) 上水道の利水状況**

平成 23 年 3 月 31 日現在

事業体名	年間取水量 (千 m <sup>3</sup> )									
	地表水				地下水			原水 受水	浄水 受水	計
	ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水			
岡谷市	0	0	1,305	0	0	5,914	459	0	0	7,678
諏訪市	0	0	0	0	0	5,235	4,371	0	0	9,606
下諏訪町	0	0	3,135	0	0	9	1,907	0	0	5,051
塩尻市	0	0	3,215	315	0	371	1,758	0	6,019	11,678
辰野町	0	0	271	880	0	1,440	0	0	83	2,674

出典：「平成 22 年度 長野県の水道」(長野県)

表 2-2-12 (2) 簡易水道の利水状況

平成 23 年 3 月 31 日現在

市町村	事業名	年間取水量 (m <sup>3</sup> )									
		地表水			地下水			原水 受水	浄水 受水	その他 湧水等	計
		ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井戸	深井戸				
岡谷市	山ノ神	0	0	0	12,645	0	0	0	0	0	12,645
諏訪市	霧ヶ峰	0	0	0	0	0	28,712	0	0	0	28,712
	上野	0	0	0	0	0	0	0	0	6,916	6,916
	後山	0	0	0	0	0	0	0	0	5,613	5,613
塩尻市	檜川	0	0	346,691	0	0	0	0	0	0	346,691
辰野町	小野	0	0	12,723	0	0	63,175	0	0	201,169	277,067
	川上	0	0	0	0	0	1,300	0	0	8,700	10,000
	門前	0	0	0	0	0	0	0	0	20,280	20,280
	下横川	0	0	0	0	0	0	0	0	51,220	51,220
	渡戸	0	0	0	0	0	20,655	0	0	0	20,655
	上野	0	0	0	0	0	0	0	0	10,730	10,730
	鴻ノ田	0	0	0	0	0	0	0	0	7,670	7,670
	唐木沢	0	0	0	0	0	0	0	0	9,000	9,000

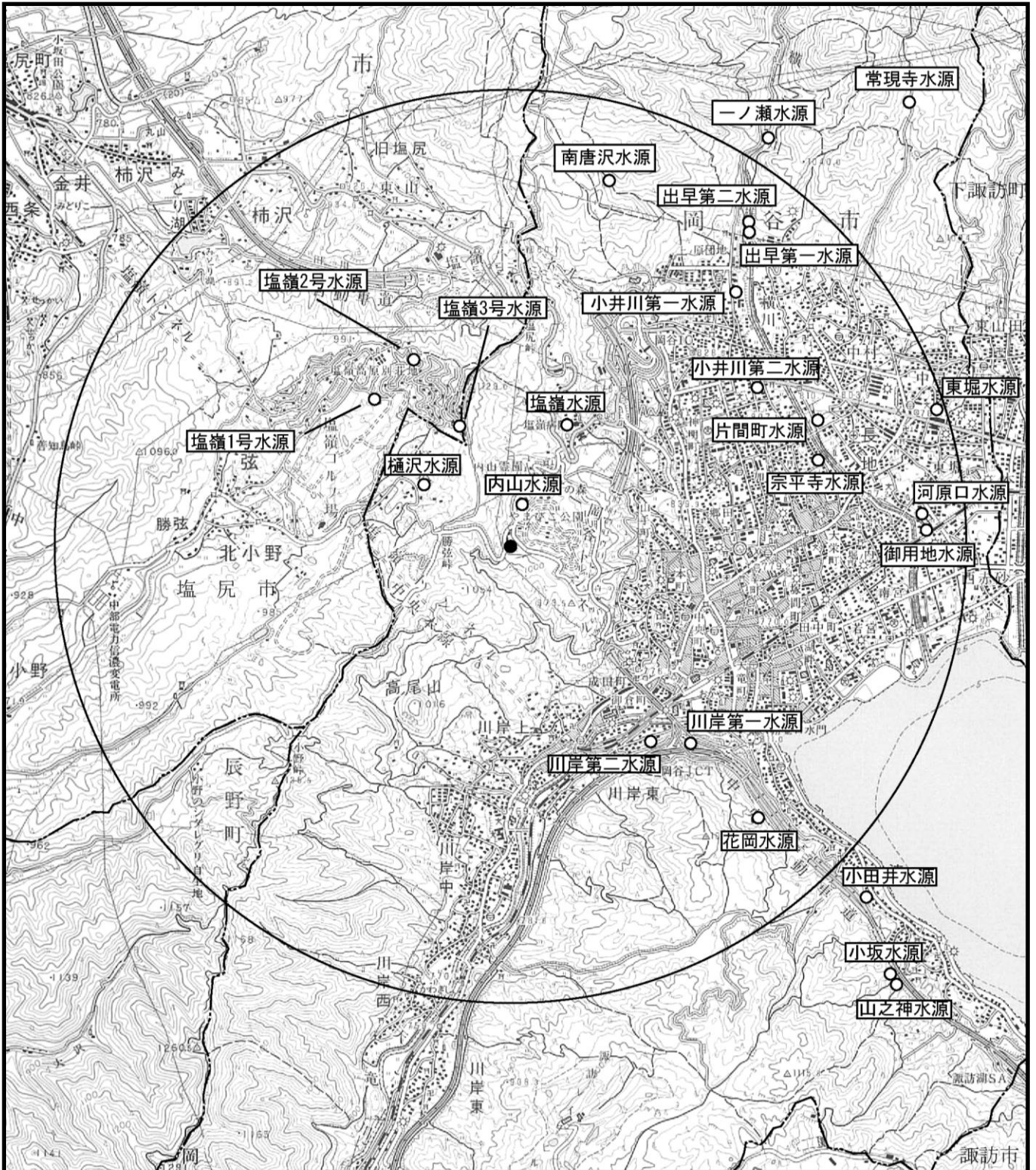
出典：「平成 22 年度 長野県の水道」（長野県）

表 2-2-12 (3) 専用水道の利水状況

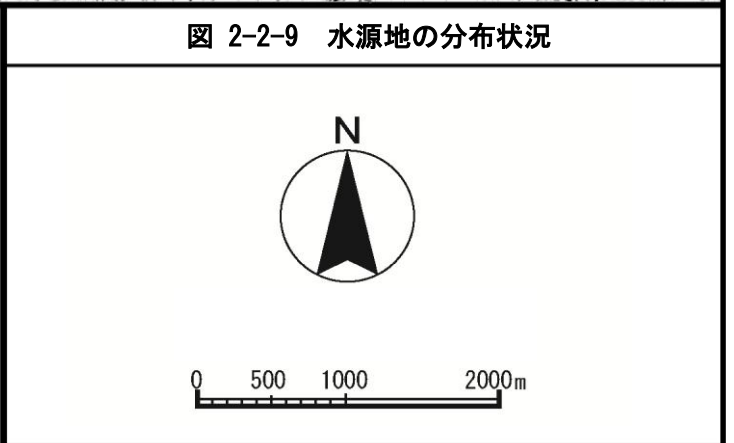
平成 23 年 3 月 31 日現在

施設名	設置者名	確認 年月日	給水人口 (人)		施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	原水の 種別
			確認時	現在		
諏訪湖畔病院 白寿荘	医療法人研成会	H20.5.15	1,380	0	631	深井戸
諏訪湖の森	ヘルシーリゾート	H16.4.1	500	65	250	深井戸
日本電算サンキョー(株)	日本電算サンキョー(株)	H22.3.1	800	0	258	深井戸
医療法人登誠会	医療法人登誠会	H22.3.1	70	0	25	深井戸

出典：「平成 22 年度 長野県の水道」（長野県）



凡例	
●	対象事業実施区域
○	水源地
---	市町村界



出典：「岡谷市都市計画図」（平成 19 年 4 月 岡谷市）

## (2) 事業所等における地下水の利用状況

対象事業実施区域のある岡谷市では、地下水の採取に関する条例等がなく、地下水の採取に関する届出義務はない。このため岡谷市では、事業場等の地下水の利用状況を把握する資料はない。

## (3) 漁業権

諏訪湖漁業協同組合の漁業権は、岡谷市の区域内の天竜川本流及び支流、諏訪湖全域並びに岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡の区域内の諏訪湖に流入する河川の本流及び支流にあり、第1種及び第5種共同漁業権が設定されている。第1種共同漁業権魚種はシジミ及びタンガイ（カラスガイ、タニシを指す）の2種類、第5種共同漁業権魚種はアユ、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギ、ドジョウ、ナマズ、ワカサギ、ムロ（モロコ、モツゴを指す）、トンコハゼ（ウキゴリ、ヨシノボリ、ビリンゴを指す）、ニジマス、アマゴ、イワナ、エビの15種類である。

なお、現在の漁業権は平成25年12月31日までで、平成26年1月1日から新たな漁業権に切替わる。

## 2-2-6 環境整備の状況

### 1) 下水道の普及状況

湖周地区、塩尻市及び辰野町の下水道の普及状況を表 2-2-13 に示す。

表 2-2-13 下水道の普及状況

平成 23 年度末現在

市町村名	行政 人口 (千人)	公共下水道				特定環境保全公共下水道			
		供用 区域内 人口 (千人)	水洗化 人口 (千人)	普及率 (%)	水洗化率 (%)	供用 区域内 人口 (千人)	水洗化 人口 (千人)	普及率 (千人)	水洗化率 (%)
岡谷市	52.4	52.1	50.4	99.4	96.8				
諏訪市	50.5	49.9	49.3	98.9	98.8	0.1	0.1	0.1	100.0
下諏訪町	21.6	21.6	20.8	99.9	96.4				
塩尻市	67.1	50.1	48.5	74.7	96.8	9.6	8.6	14.3	89.4
辰野町	21.0	14.2	13.3	67.7	93.8	4.4	4.0	20.8	91.2

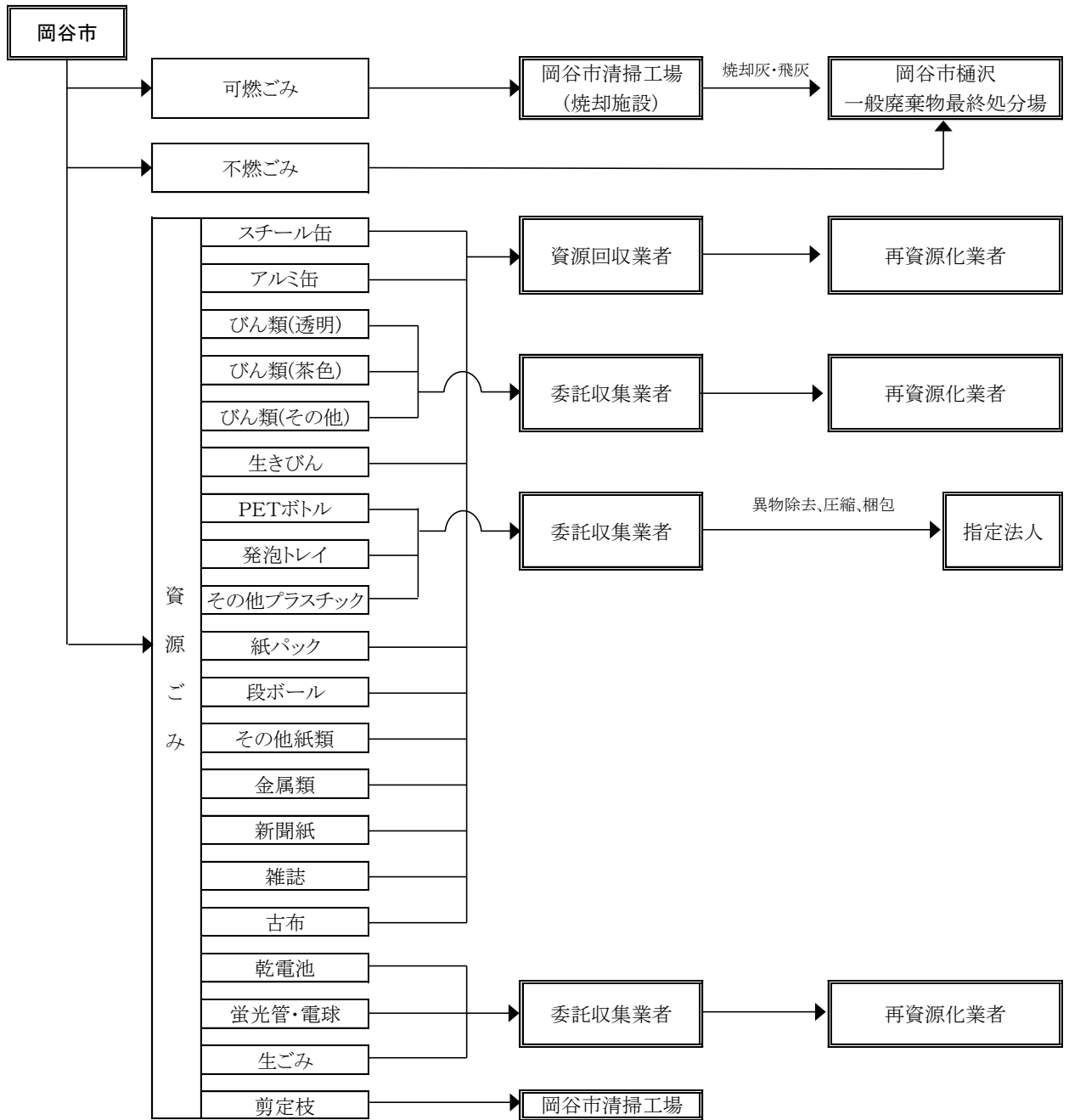
出典：「生活排水データ集 2012」（平成 24 年度 長野県）

### 2) 廃棄物処理の状況

#### (1) ごみ処理

岡谷市、諏訪市及び下諏訪町のごみ処理の状況を図 2-2-10 (1) ～ (3) に、現施設の概要を表 2-2-14 に示す。また、収集ごみ量を図 2-2-11 に示す。



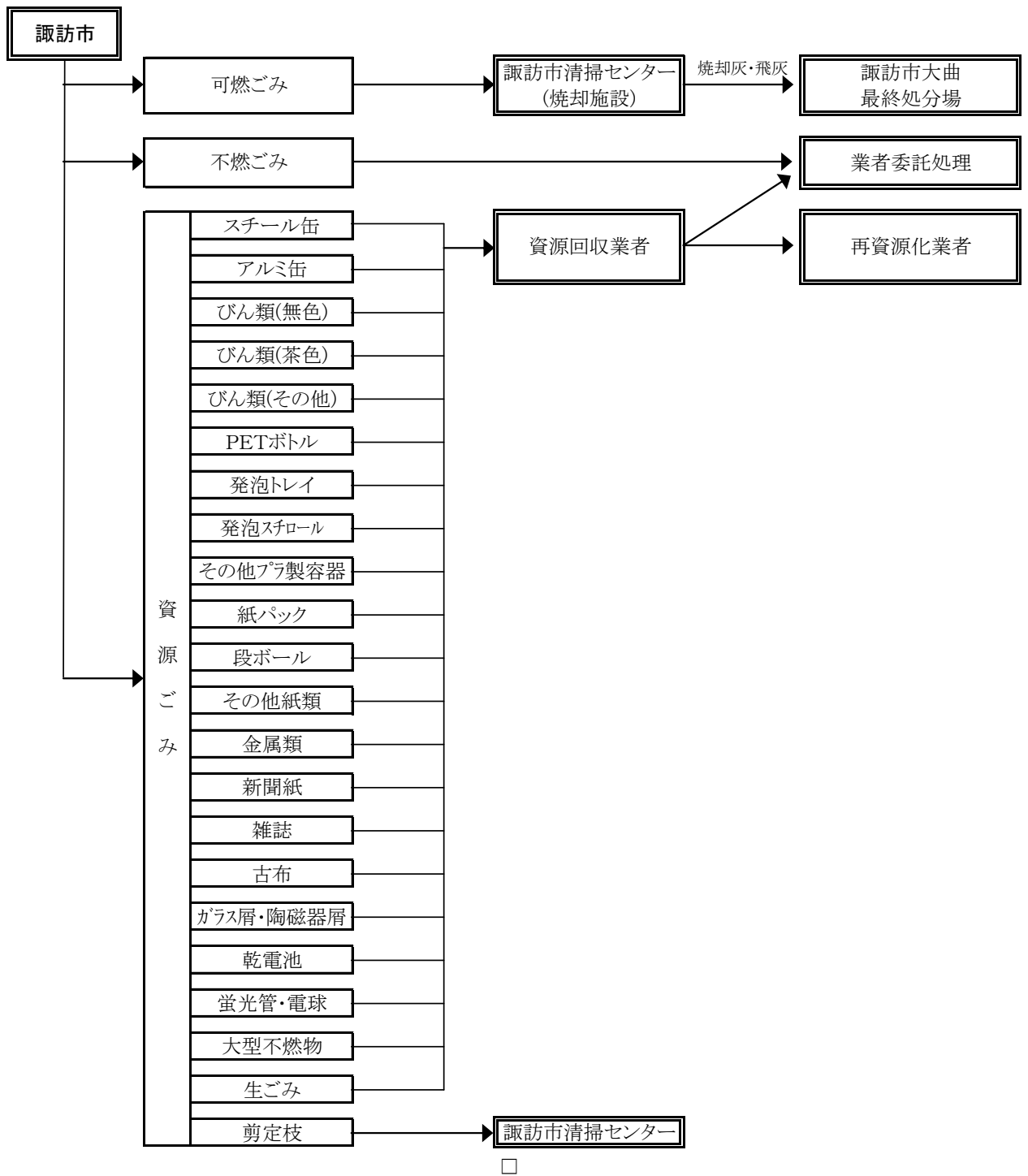


注1：生ごみは拠点回収により資源化

注2：剪定枝は清掃工場に持ち込み分のみ資源化

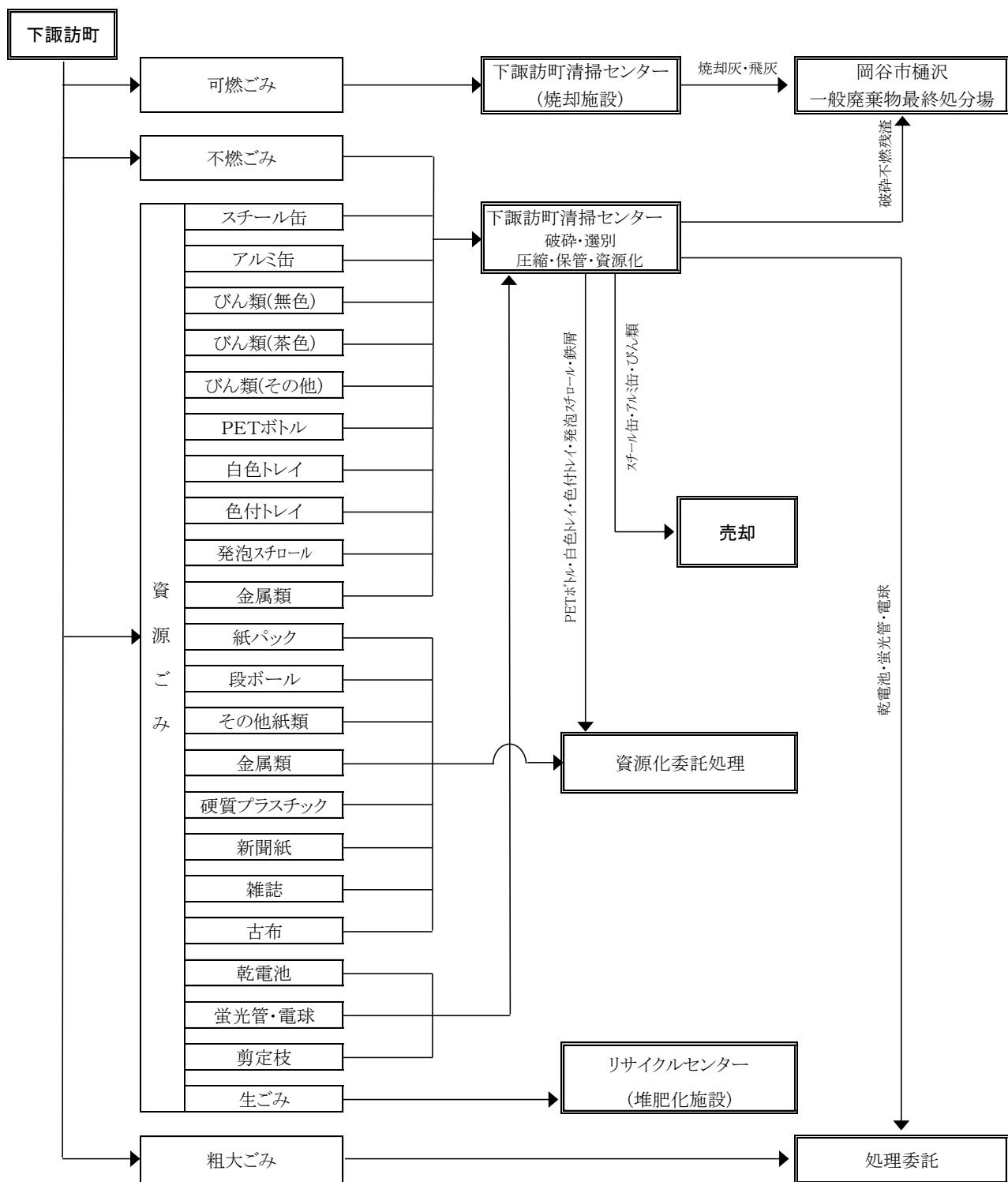
出典：岡谷市資料

図 2-2-10 (1) 岡谷市のごみ処理フロー（平成 24 年現在）



注:剪定枝は収集分、持ち込み分ともに清掃センターで資源化  
 出典:諏訪市資料

図 2-2-10 (2) 諏訪市のごみ処理フロー (平成 24 年現在)



出典: 下諏訪町資料

図 2-2-10 (3) 下諏訪町のごみ処理フロー (平成 24 年現在)

表 2-2-14 現有施設の概要

焼却施設

名 称	岡谷市清掃工場	諏訪市清掃センター	下諏訪町清掃センター	
所在地	岡谷市宇内山 4769 番地の 14	諏訪市大字上諏訪 13338 番地 111	長野県諏訪郡下諏訪町 652 番地 4	
敷地面積	約 19,919 m <sup>2</sup>	約 7,346 m <sup>2</sup>	約 10,600 m <sup>2</sup>	
建築面積	約 1,910 m <sup>2</sup>	約 1,449 m <sup>2</sup>	約 1,400 m <sup>2</sup>	
供用開始	昭和 61 年 8 月	昭和 62 年 4 月	平成 10 年 4 月	
処理能力	80 t/日 (40 t/16h×2 炉)	80 t/日 (40 t/16h×2 炉)	36 t/日 (18 t/8h×2 炉)	
施設内容	処理方式	准連続燃焼式	准連続燃焼式	機械化バッチ燃焼式
	炉形式	ストーカ炉	ストーカ炉	ストーカ炉
	排ガス冷却方式	水噴射方式	ボイラー方式	水噴射方式
	排ガス処理設備	バグフィルター <sup>注1</sup>	電気集じん方式	バグフィルター
	余熱利用	温水利用	温水利用	余熱利用空気加熱器 温水発生器
	灰固化設備	キレート処理 <sup>注2</sup>	キレート処理 <sup>注2</sup>	キレート処理

注 1：排ガス高度処理対策により改造（平成 13 年 3 月改造）

注 2：灰固化設備工事により改造（平成 13 年 3 月改造）

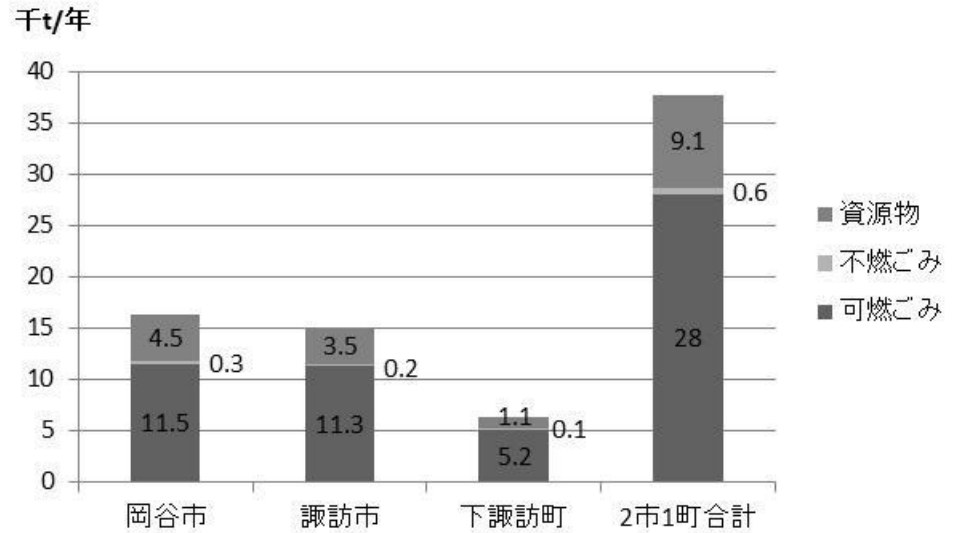
不燃・資源ごみ処理施設

名 称	下諏訪町清掃センター	
所在地	長野県諏訪郡下諏訪町 657 番地	
敷地面積	5,760 m <sup>2</sup>	
建築面積	639 m <sup>2</sup>	
供用開始	昭和 51 年 12 月	
処理能力	20 t/日	
処理対象物	割れ物	破碎・保管
	金属類	選別・保管
	缶類	選別・圧縮・保管
	びん類	選別・保管
	P E T ボトル	保管

最終処分場

名 称	岡谷市樋沢一般廃棄物最終処分場	諏訪市大曲最終処分場
所在地	岡谷市樋沢 10190 番地	諏訪市大字上諏訪 12968 番地
総面積	54,188 m <sup>2</sup>	—
埋立面積	16,300 m <sup>2</sup>	16,400 m <sup>2</sup>
埋立容量	61,100 m <sup>3</sup>	38,731 m <sup>3</sup>
埋立期間	平成 12 年度～平成 26 年度（15 年間）	平成 11 年度～平成 23 年度（13 年間）
埋立対象物	不燃物、焼却残渣	焼却残渣
水処理	100 m <sup>3</sup> /日（最大 150 m <sup>3</sup> /日）	60 m <sup>3</sup> /日

出典：「ごみ処理基本計画」（平成 21 年 3 月修正 岡谷市・諏訪市・下諏訪町）



区分	岡谷市	諏訪市	下諏訪市	2市1町合計
可燃ごみ(千t/年)	11.5	11.3	5.2	28
不燃ごみ(千t/年)	0.3	0.2	0.1	0.6
資源物(千t/年)	4.5	3.5	1.1	9.1

出典:「ごみ処理基本計画」(平成 21 年 3 月修正 岡谷市・諏訪市・下諏訪町)

図 2-2-11 収集ごみ量 (平成 21 年度)

## 2) 下水汚泥

諏訪湖流域にある岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村の 6 市町村では、下水を豊田終末処理場 (クリーンレイク諏訪) で処理している。

6 市町村の下水汚泥処分量を表 2-2-15 に示す。

表 2-2-15 下水汚泥処分場 (平成 23 年度)

平成 23 年度末現在

	処分形態	処理性状	処分量 (t)
諏訪湖流域市町村 (岡谷市、諏訪市、茅野市 下諏訪町、富士見町、原村)	金含有物として売却	焼却灰	9
	有効利用	人工骨材	805

注: 処分量は岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村の 6 市町村の合計

出典:「生活排水データ集 2012」(平成 24 年度 長野県)

## 2-2-7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況

### 1) 大気質

#### (1) 環境基本法等

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準を表 2-2-16(1)、(2)に、塩化水素の目標環境濃度を表 2-2-17 に示す。

表 2-2-16 (1) 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質	1 年間平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
<p>環境基準の評価方法</p> <p>短期的評価（二酸化窒素、微小粒子状物質を除く） 測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値もしくは 8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。</p> <p>長期的評価 二酸化窒素 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98% 目に当たる値（1 日平均値の年間 98% 値）を環境基準と比較して評価を行う。</p> <p>浮遊粒子状物質、二酸化いおう、一酸化炭素 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1 日平均値の年間 2% 除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成とする。</p> <p>微小粒子状物質 微小粒子状物質の暴露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、暴露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。 長期基準に関する評価は、測定結果の 1 年平均値を長期基準（1 年平均値）と比較する。 短期基準に関する評価は、測定結果の 1 日平均値のうち年間 98 パーセントタイル値を代表値として選択し、これを短期基準（1 日平均値）と比較する。</p>	

注 1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域又は場所については、適用しない。

注 2：浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

注 3：二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

注 4：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注 5：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示 25 号）

二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示 38 号）

微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号）

「環境大気常時監視マニュアル第 6 版」（平成 22 年 3 月 環境省）

表 2-2-16 (2) 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

注：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域又は場所については、適用しない。

出典：「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日 環境庁告示4号）

「ジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準について」（平成13年6月12日 環管総182号）

表 2-2-17 塩化水素の目標環境濃度

項目	環境濃度
塩化水素	0.02ppm

出典：「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和52年6月16日 環境庁大気保全局長通達）

## (2) 大気汚染防止法

大気汚染防止法に基づく廃棄物焼却炉の排出基準を表 2-2-18 に示す。

表 2-2-18 大気汚染防止法に基づく排出基準

項目	排出基準値
ばいじん	0.04g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下 <sup>注1</sup> （酸素濃度12%換算）
いおう酸化物	K値 14.5
塩化水素	700mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下（酸素濃度12%換算）
窒素酸化物	250mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下 <sup>注2</sup> （酸素濃度12%換算）

注1：焼却能力4,000kg/h以上の新設廃棄物焼却炉

注2：排出ガス量4万m<sup>3</sup>/h [ntp]以上の連続炉又は連続炉以外の廃棄物焼却炉

出典：排出基準値の根拠は以下のとおり。

ばいじん：「大気汚染防止法施行規則第4条別表第2」

いおう酸化物：「大気汚染防止法施行規則第3条」

塩化水素：「大気汚染防止法施行規則第5条別表第3」

窒素酸化物：「大気汚染防止法施行規則第5条別表3の2」

(3) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法で定める環境基準を表 2-2-19 に、廃棄物焼却炉からの排出基準を表 2-2-20 に示す。

**表 2-2-19 ダイオキシン類の大気環境基準**

項目	環境基準
ダイオキシン類	年間平均値 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

注：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示68号）

**表 2-2-20 ダイオキシン類の焼却炉からの排出基準**

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	排出基準 (ng-TEQ/ m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )
		新設廃棄物焼却炉
廃棄物焼却炉	4,000kg/h 以上	0.1
	2,000～4,000kg/h	1

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第1」

(4) 一般廃棄物処理施設の維持管理基準上の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める廃棄物焼却炉の排ガス中の一酸化炭素濃度の維持管理の技術上の基準を、表 2-2-21 に示す。

**表 2-2-21 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準**

項目	維持管理基準
一酸化炭素	100ppm 以下 (酸素濃度 12%換算)

出典：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5第1項第2号」



## 2) 騒音

### (1) 環境基本法

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を表 2-2-22 に、道路に面する地域に係る環境基準を表 2-2-23(1)、(2)に、騒音の環境基準に係る地域の類型区分を表 2-2-24 (1) ~ (4) に示す。

なお、対象事業実施区域は、騒音に係る環境基準の指定地域ではないため、騒音に係る環境基準は適用されない。

**表 2-2-22 騒音に係る環境基準（等価騒音レベル）**

地域の類型	時間帯の区分	
	昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～翌日の午前6時）
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1：AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注2：Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注3：Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注4：Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

**表 2-2-23 (1) 道路に面する地域に係る環境基準（等価騒音レベル）**

地域の区分	時間帯の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注：車線とは一縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

**表 2-2-23 (2) 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（等価騒音レベル）**

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等におい騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注1：「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）をいう。

注2：「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端から距離によりその範囲を特定する。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示64号）

表 2-2-24 (1) 騒音の環境基準に係る地域の類型区分抜粋

類型区分	市町村	用途地域の区分
A	岡谷市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、付表の岡谷市1の地域
	諏訪市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
	下諏訪町	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	塩尻市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、付表の塩尻市1の地域
	辰野町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	岡谷市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の岡谷市2の地域
	諏訪市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
	下諏訪町	第1種住居地域
	塩尻市	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、付表の塩尻市2の地域
	辰野町	第1種住居地域、第2種住居地域、付表の辰野町1の地域
C	岡谷市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の岡谷市3の地域
	諏訪市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	下諏訪町	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	塩尻市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	辰野町	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の辰野町2の地域
備考		
1 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域をいう。		
2 指定状況は平成23年4月1日現在。		

出典：「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定」（平成11年3月25日 県告示第182号）

表 2-2-24 (2) 岡谷市における付表の地域

岡谷市1	岡谷市大字岡谷字蛭殿の一部、字半ノ木の一部、字神長の一部、字新堰、字斧磨沢の一部 字中山の一部、字ヨキトギの一部、字芦ノ沢の一部、字内山の一部
岡谷市2	岡谷市大字岡谷字西林の一部、大字湊字宮ノ上の一部、大字川岸字大久保の一部 字山之神、字=久保の一部、字大屋、字余所日向の一部、字本沢、字菅原の一部
岡谷市3	岡谷市大字岡谷字権現の一部、字柳海途の一部、字長原の一部、字上高沢の一部

表 2-2-24 (3) 塩尻市における付表の地域

塩尻市1	大字旧塩尻の一部、大字柿沢の一部、大字金井の一部、大字塩尻町の一部 大字みどり湖の一部、大字片丘の一部、大字広丘高出の一部、大字広丘野村の一部 大字広岡吉田の一部
塩尻市2	大字柿沢の一部、大字棧敷の一部、大字塩尻町の一部、大字片丘の一部 大字広丘高出の一部

表 2-2-24 (4) 辰野町における付表の地域

辰野町1	大字上島の一部、大字伊那富の一部、大字平出の一部、大字上平出の一部 大字赤羽の一部、大字樋口の一部、大字小野の一部、大字小野筑の一部
辰野町2	大字小野の一部、大字小野筑の一部

## (2) 騒音規制法

### ① 道路交通騒音

騒音規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 2-2-25 に、道路交通騒音に係る知事等が定める区域を表 2-2-26 (1) ~ (3) に示す。

なお、要請限度とは、道路交通騒音により周辺の生活が著しく損なわれると認められるときに、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請し、道路構造に関して、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる限度である。

表 2-2-25 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	時間帯の区分	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日の午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注 1：表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近隣する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注 2：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 3：「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。

注 4：「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端から距離によりその範囲を特定する。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（要請限度）」（平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号）

表 2-2-26 (1) 道路交通騒音に係る知事等が定める区域

区域区分	市町村	用途地域の区分
a 区域	岡谷市	第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、付表の岡谷市 1 の地域
	諏訪市	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
	下諏訪町	第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
	塩尻市	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
	辰野町	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
b 区域	岡谷市	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
	諏訪市	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
	下諏訪町	第 1 種住居地域
	塩尻市	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
	辰野町	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、付表の辰野町 1 の地域
c 区域	岡谷市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	諏訪市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	下諏訪町	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	塩尻市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	辰野町	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の辰野町 2 の地域
備考		
1 この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた用途地域をいう。		
2 指定状況は平成 23 年 4 月 1 日現在。		

出典：「騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定状況」（昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号）

表 2-2-26 (2) 岡谷市における付表の地域

岡谷市 1	岡谷市字内山の一部
-------	-----------

表 2-2-26 (3) 辰野町における付表の地域

辰野町 1	大字上島の一部、大字伊那富の一部、大字平出の一部、大字上平出の一部 大字赤羽の一部、大字樋口の一部、大字小野の一部、大字小野筑の一部
辰野町 2	大字小野の一部、大字小野筑の一部

## ② 工場騒音

騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準を表 2-2-27 に、騒音規制地域等の指定を表 2-2-28 (1) ～ (3) に示す。

工場、事業場騒音については、特定施設を有する工場、事業場に対し、区域の区分に応じて時間区分ごとに規制基準が定められている。

なお、広域ごみ処理施設は、送風機の規模により騒音規制法に係る特定工場等に該当するが、対象事業実施区域は騒音規制法の指定地域ではないため、特定工場等で発生する騒音の規制に関する基準は適用されない。

**表 2-2-27 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準**

区域の区分	時間帯の区分		
	昼間 午前 8 時～午後 6 時	朝 午前 6 時～午前 8 時 夕 午後 6 時～午後 9 時	夜間 午後 9 時～翌日午前 6 時
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル
備考			
1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。			
2 第 2 種区域、第 3 種区域又は、第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条 3 項に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。			

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号）

表 2-2-28 (1) 騒音規制地域等の指定

区域の区分	市町村	用途地域の区分
第1種区域	岡谷市	第1種低層住居専用地域、付表の岡谷市1の地域
	諏訪市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
	下諏訪町	第1種低層住居専用地域
	塩尻市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
	辰野町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	岡谷市	第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、準住居地域
	諏訪市	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域 第2種住居地域、準住居地域
	下諏訪町	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域
	塩尻市	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域 第2種住居地域、準住居地域
	辰野町	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域 第2種住居地域、付表の辰野町1の地域
第3種区域	岡谷市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	諏訪市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	下諏訪町	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	塩尻市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	辰野町	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の辰野町2の地域
第4種区域	岡谷市	工業地域
	諏訪市	工業地域
	下諏訪町	—
	塩尻市	工業地域
	辰野町	工業地域
備考		
1 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域をいう。		
2 指定状況は平成23年4月1日現在。		

出典：「昭和50年2月27日 県告示第97号」

表 2-2-28 (2) 岡谷市における付表の地域

岡谷市1	岡谷市の地域のうち、塩嶺病院の敷地及びその周囲50メートルまでの地域
------	------------------------------------

表 2-2-28 (3) 辰野町における付表の地域

辰野町1	大字小野旭、上町、下町及び休戸の各一部、大字上島の一部、大字伊那富今村 北大出及び羽場の各一部、大字赤羽の一部、大字平出上平出の一部 大字樋口下田の一部 国道153号線の県道533号線との交差点から辰野町及び箕輪町の町境界までの両側それぞれ 30メートルまでの地域
辰野町2	大字小野旭及び上町の各一部、 伊那富の近隣商業地域と工業地域の境界線から工業地域の内側5メートルまでの地域

### ③ 建設作業騒音

騒音規制法に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準を表 2-2-29 に示す。

なお、対象事業に伴う解体及び建設工事は、バックホウ等を使用するため騒音規制法に係る特定建設作業に該当し、また実施区域は第 2 号区域に該当するため、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用となる。

**表 2-2-29 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準**

		騒音の 大きさ	作業ができな い時間(夜間)	1日における 作業時間	同一場所におけ る作業時間	日曜日、休日 における作業
くい打機等を使用する作業		85 デシベル	第 1 号区域 午後 7 時～ 翌日午前 7 時	第 1 号区域 10 時間を超 えないこと	連続して 6 日を 超えないこと	禁止
びょう打機を使用する作業						
さく岩機を使用する作業						
空気圧縮機を使用する作業						
コンクリートプラント又は アスファルトプラントを設 けて行う作業						
バックホウ、トラクターシ ョベル、ブルドーザーを使 用する作業			第 2 号区域 午後 10 時～ 翌日午前 6 時	第 2 号区域 14 時間を超 えないこと		
適用 除外	作業がその作業を開始した日 に終わるものを除く。		A B C D E	A B	A B	A B C D E F
備考						
1 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地境界での値。						
2 表中 A～F は次の場合をいう。						
A 災害その他非常の事態のための緊急に行う必要がある場合						
B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合						
C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合						
D 道路法第 34 条（道路の占用許可）、第 35 条（協議）による場合						
E 道路交通法第 77 条第 3 項（道路の使用許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合						
F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命 又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合						
3 第 1 号区域とは、指定地域のうち第 1 種区域と第 2 種区域の全域、並びに第 3 種区域と第 4 種区域のうち 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの 敷地の周囲 80m の区域をいう。						
第 2 号区域とは第 3 種区域及び第 4 種区域のうち上記以外のものをいう。						

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示 1 号)

### 3) 振動

#### (1) 振動規制法

##### ① 道路交通振動

振動規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 2-2-30 に、振動規制地域等の指定を表 2-2-31(1), (2)に示す。

**表 2-2-30 道路交通振動の要請限度**

地域の区分	時間帯の区分	
	昼間 午前 7 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～午前 7 時
第 1 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第 2 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

出典：「振動規制法施行規則第 12 条、別表第 2」

**表 2-2-31 (1) 振動規制地域等の指定**

区域の区分	市町村	用途地域の区分
第 1 種区域	岡谷市	第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域 第 2 種住居地域、準住居地域、付表の岡谷市 1 の地域
	諏訪市	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居地域、第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
	下諏訪町	第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域
	塩尻市	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居地域、第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
	辰野町	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居地域、第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域
第 2 種区域	岡谷市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	諏訪市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	下諏訪町	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	塩尻市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	辰野町	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
備考		
1 この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた用途地域をいう。		
2 指定状況は平成 23 年 4 月 1 日現在。		

出典：「昭和 52 年 12 月 26 日 県告示第 683 号」

**表 2-2-31 (2) 岡谷市における付表の地域**

岡谷市 1	岡谷市の地域のうち、塩嶺病院の敷地及びその周囲 50 メートルまでの地域
-------	--------------------------------------



## ② 工場振動

振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準を表 2-2-32 に示す。

なお、広域ごみ処理施設は、振動規制法に係る特定工場等に該当せず、対象事業実施区域は振動規制法の指定地域ではないため、特定工場等で発生する振動の規制に関する基準は適用されない。

表 2-2-32 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

地域の区分	時間帯の区分	
	昼間 午前 7 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～午前 7 時
第 1 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第 2 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考		
1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。		
2 第 1 種区域及び第 2 種区域に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条 3 項に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。		

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 11 月 10 日 環境庁告示 90 号）

### ③ 建設作業振動

振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準を表 2-2-33 に示す。

なお、対象事業に伴う解体工事は、ブレーカーを使用することが想定されるため振動規制法に係る特定建設作業に該当する見通しである。区域の区分は第 2 号区域に該当するため、特定建設作業の規制に関する基準が適用となることが想定される。

**表 2-2-33 特定建設作業の規制に関する基準**

	振動の大きさ	作業ができない時間 (夜間)	1 日における 作業時間	同一場所における 作業時間	日曜日、 休日における 作業
基準	特定建設作業の場所の敷地において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと	第 1 号区域 午後 7 時～ 翌日午前 7 時  第 2 号区域 午後 10 時～ 翌日午前 6 時	第 1 号区域 10 時間を超えないこと  第 2 号区域 14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	禁止
適用除外	作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。	A B C D E	A B	A B	A B C D E F
備考					
<p>1 表中 A～F は次の場合をいう。</p> <p>A 災害その他非常の事態のための緊急に行う必要がある場合</p> <p>B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合</p> <p>C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合</p> <p>D 道路法第 34 条（道路の占有許可）、第 35 条（協議）による場合</p> <p>E 道路交通法第 77 条第 3 項（道路の使用許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合</p> <p>F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要がある場合</p> <p>2 第 1 号区域とは、指定地域のうち第 1 種区域と第 2 種区域の全域、並びに第 3 種区域と第 4 種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域をいう。</p> <p>第 2 号区域とは第 3 種区域及び第 4 種区域のうち上記以外のものをいう。</p>					

出典：「振動規制法施行規則第 11 条、別表第 1」

#### 4) 悪臭

悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の規制基準を表 2-2-34 (1) ~ (3) に、悪臭規制地域等の指定を表 2-2-35 (1) ~ (3) に示す。

規制基準の規制方式は、特定悪臭物質の排出濃度及び臭気指数の 2 つの方式があり、対象事業実施区域のある岡谷市では、特定悪臭物質の排出濃度による規制が行われている。対象事業実施区域は、悪臭防止法に係る規制地域の指定地域ではないため、敷地境界線の地表における規制基準は適用されない。なお、法第 4 条第 2 項の規定による臭気指数規制に関しては、県内では松本市のみで導入されている。

**表 2-2-34 (1) 敷地境界線の地表における規制基準**

特定悪臭物質等の名称	単位	敷地境界の規制基準		敷地境界	気体排出施設	排水水
		第 1 地域	第 2 地域			
アンモニア	ppm	2	5	○	○	
メチルメルカプタン		0.004	0.01	○		○
硫化水素		0.06	0.2	○	○	○
硫化メチル		0.05	0.2	○		○
トリメチルアミン		0.03	0.1	○	○	
二硫化メチル		0.02	0.07	○		○
アセトアルデヒド		0.1	0.5	○		
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03	○	○	
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07	○	○	
ノルマルバレールアルデヒド		0.009	0.02	○	○	
イソバレールアルデヒド		0.003	0.006	○	○	
イソブタノール		0.9	4	○	○	
酢酸エチル		3	7	○	○	
メチルイソブチルケトン		1	3	○	○	
トルエン		10	30	○	○	
キシレン		1	2	○	○	
スチレン		0.8	2	○		
プロピオン酸		0.07	0.2	○		
ノルマル酪酸		0.002	0.006	○		
ノルマル吉草酸		0.002	0.004	○		
イソ吉草酸		0.004	0.01	○		
臭気指数		—	10~15	12~18	○	

出典：特定悪臭物質：「悪臭防止法第 4 条第 1 項第 1 号」（昭和 50 年 3 月 10 日 県告示第 114 号）

臭気指数：「悪臭防止法第 4 条第 2 項第 1 号」

表 2-2-34 (2) 煙突等の排出口における規制基準

特定悪臭物質の名称	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
-----------	--

注：規制基準は、次の式によって得られた排出口からの排出量によって規制される。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q：特定悪臭物質の排出量 (m<sup>3</sup>/h [ntp])

He：補正された排出口の高さ (m)

Cm：敷地境界線における規制基準値 (ppm)

出典：「悪臭防止法第4条第1項第2号」

「悪臭防止法施行規則第3条」

表 2-2-34 (3) 排出口からの排水中における規制基準

特定悪臭物質 の名称	規制地域の区分	排水の流量区分 (m <sup>3</sup> /秒)		
		0.001 以下の場合	0.001 を超え、 0.1 以下の場合	0.1 を超える場合
メチルメルカプタン (mg/L)	第1種地域	0.06	0.01	0.003
	第2種地域	0.2	0.03	0.007
硫化水素 (mg/L)	第1種地域	0.3	0.07	0.02
	第2種地域	1	0.2	0.05
硫化メチル (mg/L)	第1種地域	2	0.3	0.07
	第2種地域	6	1	0.3
二硫化メチル (mg/L)	第1種地域	2	0.4	0.09
	第2種地域	6	1	0.3

出典：悪臭防止法第4条第1項第3号

表 2-2-35 (1) 悪臭規制地域等の指定

区域の区分	市町村	用途地域の区分
第1区域	岡谷市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域 第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、付表の地域
	諏訪市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	下諏訪町	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、近隣商業地域、商業地域 準工業地域
	塩尻市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	辰野町	付表の地域
第2区域	岡谷市	工業地域
	諏訪市	工業地域
	下諏訪町	—
	塩尻市	工業地域、工業専用地域*
	辰野町	—
備考		
1 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域をいう。		
2 *は一部地域を除くことを表す。		
3 指定状況は平成23年4月1日現在。		

出典：「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域の指定状況」（昭和50年3月10日 県告示第114号）

表 2-2-35 (2) 岡谷市における付表の地域

岡谷市 1	岡谷市の地域のうち、塩嶺病院の敷地及びその周囲50メートルまでの地域
-------	------------------------------------

表 2-2-35 (3) 辰野町における付表の地域

辰野町 1	大字伊那富のうち、今村、宮所、宮木、新町、羽場及び北大出の各一部 大字辰野のうち、下辰野、上辰野及び唐木沢の各一部 大字平出のうち、平出及び上平出の各一部、大字赤羽の一部、大字樋口の一部
-------	---

## 5) 水質

### (1) 河川及び湖沼

#### ① 環境基準

環境基本法に基づく人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に関する水質の環境基準を表 2-2-36 に示す。また、生活環境の保全に関する河川の環境基準を表 2-2-37、湖沼の環境基準を表 2-2-38(1), (2)に示す。

岡谷市内では横河川が全域で BOD 等の類型が A 類型に、天竜川は釜口水門から岡谷市と辰野町の境界までが B 類型に指定されている。水生生物保全項目については、横河川は生物 A イ、天竜川は生物 B イ（岡谷市内）に指定されている。諏訪湖は全域で COD 等の類型が A 類型に指定されている。また、窒素、磷の類型が IV に指定されている。

表 2-2-36 人の健康の保護に関する環境基準等

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	トリクロエチレン	0.03mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	テトラクロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	セレン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1,4-ジメチル	0.05mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下		

注 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

表 2-2-37 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア BOD 等

項目	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	
D	工業用水 2 級、農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	

備考  
 1 基準値は日間平均とする。  
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注 1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2：水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3：水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注 4：工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

イ 水生生物の保全に係る環境基準

	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ニルフェノール
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 2-2-38 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

ア COD 等

項目	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	

備考：水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注 1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2：水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3：水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注 4：工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

注 5：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）



表 2-2-38 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

イ 全窒素、全燐

類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

注1： 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2： 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3： 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

注3： 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

ウ 水生生物の保全に係る環境基準

	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	1ニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

② 水質汚濁防止法に基づく排水基準等

水質汚濁防止法に基づく排水基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準を表 2-2-39(1), (2) に示す。また、長野県公害防止に関する条例に基づく上乗せ排水基準を表 2-2-40(1), (2) に示す。

広域ごみ処理施設は、一般廃棄物処理施設である焼却施設であるため、水質汚濁防止法に係る特定施設に該当する。

表 2-2-39 (1) 排水基準 (有害物質に関する項目)

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
シアン化合物	1mg/L	1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及びEPNに限る。)	1mg/L	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	1, 3-ジクロロプロパン	0.02mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	チラム	0.06mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	シマジン	0.03mg/L
水銀及びアルキル水銀	0.005mg/L	チオベンカルブ	0.2mg/L
その他の水銀化合物		ベンゼン	0.1mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	セレン及びその化合物	0.1mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	ほう素及びその化合物	10mg/L (海域以外)
トリクロロエチレン	0.3mg/L	ふっ素及びその化合物	8mg/l (海域以外)
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物	(アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸化合物及び硝酸化合物を乗じたもの、亜硝酸酸性窒素及び硝酸酸性窒素の合計量) 100mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	1, 4-ジオキサン	
四塩化炭素	0.02mg/L	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L		

注 1: 「検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 2: 砒素及びその化合物についての排出基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (昭和 49 年政令第 363 号) の施行の際、現に湧出している温泉 (温泉法 (昭和 23 年法律第 125 号) 第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。) を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間適用しない。

出典: 「排水基準を定める省令」 (昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号)

「ダイオキシン類対策特別措置法施行令第 1 条別表第 2」 (平成 11 年 12 月 27 日 政令第 433 号)

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 1 条別表第 2」 (平成 11 年 12 月 27 日 総理府令第 67 号)

表 2-2-39 (2) 排水基準 (生活環境に係る項目)

項目	許容限度
pH	5.8 以上 8.6 以下 (海域以外)
BOD	160 (日間平均 120) mg/L
COD	160 (日間平均 120) mg/L
SS	200 (日間平均 150) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120 (日間平均 60) mg/L
燐含有量	16 (日間平均 8) mg/L
備考	
<p>1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表の排水基準は、1 日当たりの平均的な排水水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、いおう鉱業 (いおうと共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。) に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域 (湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。) として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>	

出典：「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号)

**表 2-2-40 (1) 上乗せ排水基準（有害物質に関する項目）**

区分	項目	許容限度
水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する工場又は事業場	カドミウム及びその化合物	0.05mg/L
	シアン化合物	0.5mg/L
	六価クロム化合物	0.3mg/L
	水銀及びアルキル水銀、 その他の水銀化合物	0.003mg/L

出典：「公害の防止に関する条例」（昭和48年3月30日 長野県条例第11号第16条、別表）

**表 2-2-40 (2) 上乗せ排水基準（生活環境に関する項目）**

排水量	項目及び許容限度			
	BOD (COD) (mg/L)		SS (mg/L)	
	最大	日間平均	最大	日間平均
10m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> 以下	60	40	90	60
50m <sup>3</sup> 以上	30	20	50	30

出典：「公害の防止に関する条例」（昭和48年3月30日 長野県条例第11号第16条、別表）

6) 地下水

環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質に係る地下水の環境基準を表 2-2-41 に示す。

表 2-2-41 地下水の水質汚濁に係る環境基準等

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1, 4-ジチオキサン	0.05mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

注 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

## 7) 土壌

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に関する環境基準を表 2-2-42 に示す。

表 2-2-42 土壌に係る基準値

項目	環境上の条件	
	検液中濃度	農地における基準
カドミウム	0.01mg/L 以下	産米中濃度 0.4mg/kg 以下
全シアン	検出されないこと。	
有機燐	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L 以下	
六価クロム	0.05mg/L 以下	
砒素	0.01mg/L 以下	土壌中濃度 (田に限る。) 15mg/kg 未満
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
P C B	検出されないこと。	
銅		土壌中濃度 (田に限る。) 125mg/kg 未満
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	
備考		
<p>1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、現状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg/L、0.01mg/L、0.05mg/L、0.01mg/L、0.0005mg/L、0.01mg/L、0.8mg/L 及び 1mg/L を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg/L、0.03mg/L、0.15mg/L、0.03mg/L、0.00015mg/L、0.03mg/L、2.4mg/L 及び 3mg/L とする。</p> <p>2 「検液中に検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。</p> <p>3 ダイオキシン類 (土壌) にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>		

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号)

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)



8) 自然保護等

(1) 環境関連法規制状況

対象事業実施区域及びその周辺における環境関連法令による指定、規制の状況を表 2-2-43 に示す。

表 2-2-43 関係法令による指定・規制の状況

法令等	内容	事業実施区域及びその周辺 <sup>注2</sup>	うち事業実施区域
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	×
	自然環境保全地域	×	×
自然環境保全条例	郷土環境保全地域	×	×
自然公園法	国立・国定公園	○	×
	県立自然公園	○	○
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	×
	特別保護地区	○	×
都市計画法	風致地区	×	×
都市緑地保全法	緑地保全地区	×	×
森林法	保安林	○	×
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	×
砂防法	砂防指定	×	×
土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域(土石流)	○	○
	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)	○	×
水環境保全条例	水道水源保全地区	×	×
景観条例	景観育成特定地区	×	×

注1：有：○ 無：×

注2：事業実施区域及びその周辺とは、対象事業実施区域より半径4kmの範囲。

## (2) 自然公園等の状況

対象事業実施区域及びその周辺における自然公園の指定状況を表 2-2-44 に、自然公園の位置図を図 2-2-12 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には八ヶ岳中信高原国定公園及び塩嶺王城県立公園がある。対象事業実施区域は塩嶺王城県立公園の指定地域内である。

**表 2-2-44 自然公園の指定状況**

平成 22 年 12 月現在

公園名	面積 (ha)	指定年月日
八ヶ岳中信高原国定公園	39,857	昭和 39 年 6 月 1 日
塩嶺王城県立公園	1,340	昭和 39 年 6 月 25 日

出典：「長野県ホームページ」（自然公園指定状況一覧）

## (3) 鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周辺における鳥獣保護区の整備状況を表 2-2-45 に、鳥獣保護区の位置図を図 2-2-13 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、塩嶺、みどり湖、勝弦の 3 つの鳥獣保護区がある。対象事業実施区域はいずれの鳥獣保護区の指定地域外である。

**表 2-2-45 鳥獣保護区の整備状況**

名称	所在地	面積 (ha)	期限
塩嶺	岡谷市、塩尻市	1,882	平成 27 年 10 月 31 日
みどり湖	塩尻市	35	平成 34 年 10 月 31 日
勝弦	塩尻市、岡谷市	471	平成 26 年 10 月 31 日

注：塩嶺は一部特別保護区を含む。

出典：「平成 24 年度版 長野県鳥獣保護区等位置図」（長野県）

## (4) 土砂災害警戒区域

対象事業実施区域及びその周辺における土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定状況を図 2-2-14 に示す。

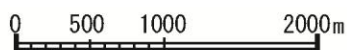
対象事業実施区域及びその周辺では、土砂災害特別警戒区域（土石流）、土砂災害警戒区域（土石流）及び土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の指定がされている。対象事業実施区域は、土砂災害警戒区域（土石流）に指定されている。市町村は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域に指定された場所ごとに警戒避難体制等の整備を行うこととなっている。



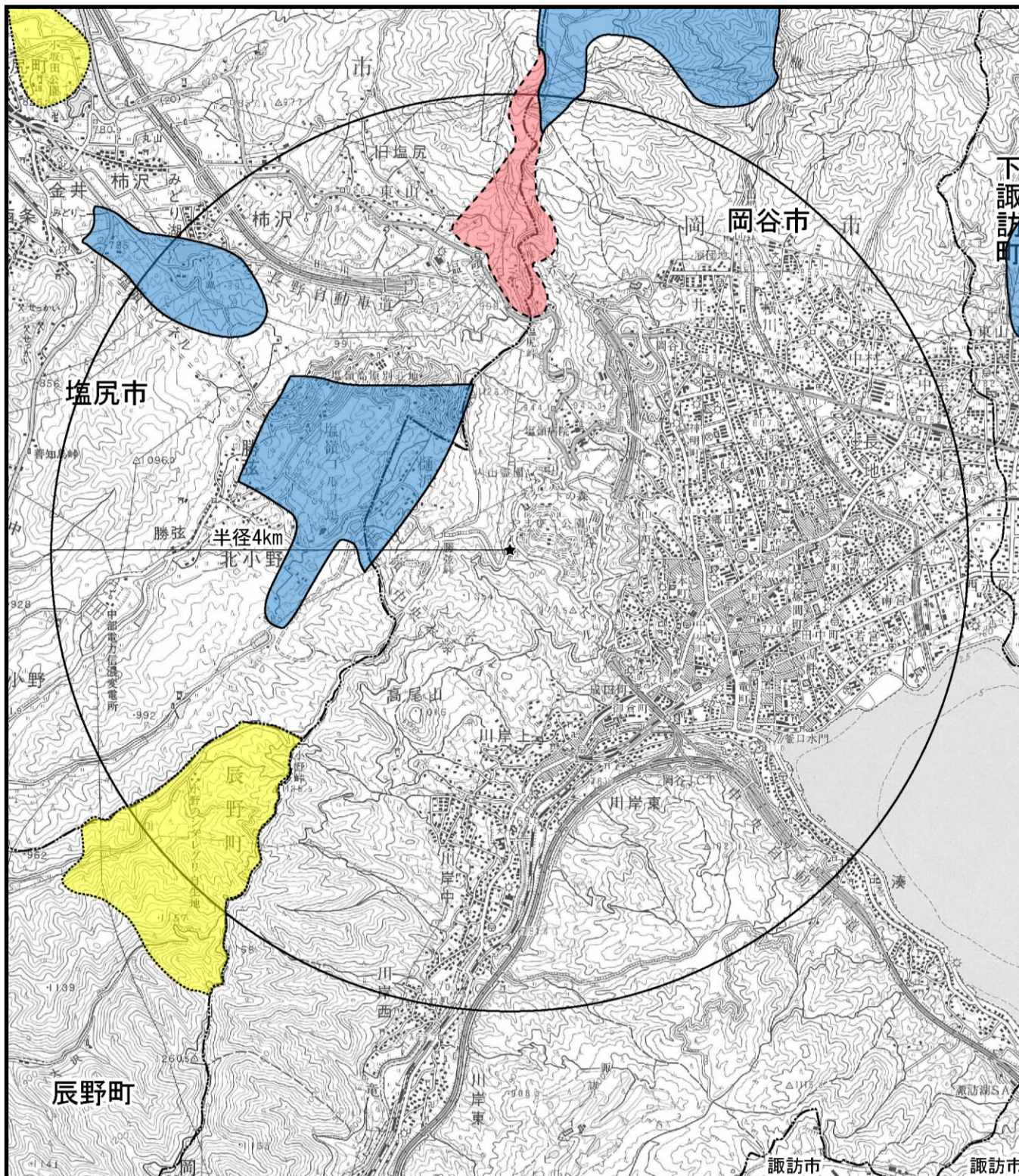
凡例

- 対象事業実施区域
- 八ヶ岳中信高原国定公園
- 塩嶺王城県立公園
- 市町村界




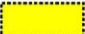
図 2-2-12 自然公園位置図







凡例

-  対象事業実施区域より半径4km範囲
-  鳥獣保護区
-  特別保護地区
-  特別猟具使用禁止区域（銃猟）

★ 対象事業実施区域  
 —— 市町村界

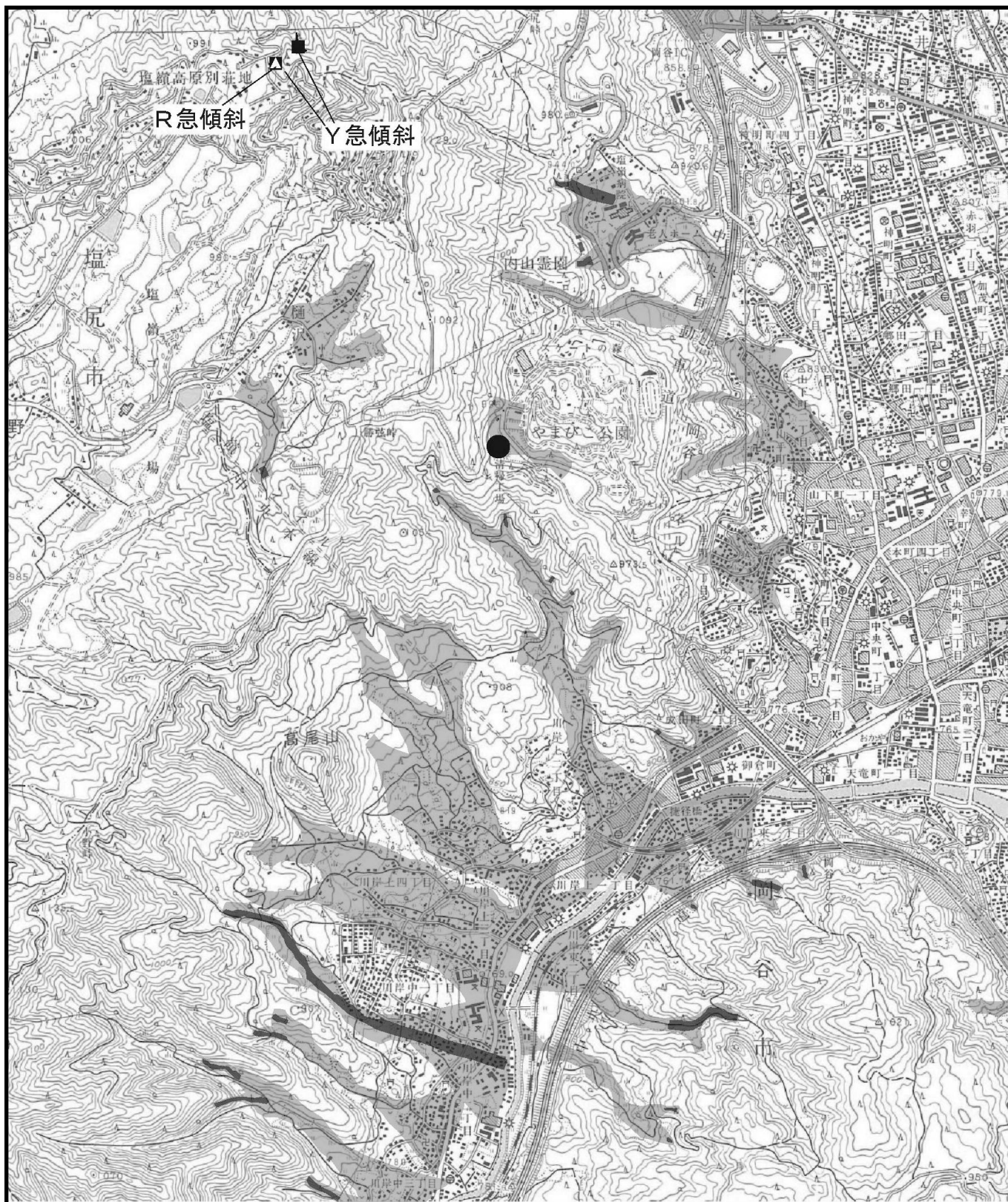
図 2-2-13 鳥獣保護区位置図



0 500 1000 2000m

出典：「長野県鳥獣保護区等位置図」（平成 24 年度 長野県）

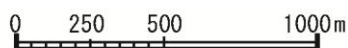




凡 例

- 対象事業実施区域
- 土砂災害警戒区域 (Y急傾斜地の崩壊)
- △ 土砂災害特別警戒区域 (R急傾斜地の崩壊)
- 土砂災害警戒区域 (Y土石流)
- 土砂災害特別警戒区域 (R土石流)

図 2-2-14 土砂災害防止法に基づく区域指定の状況



## (5) その他

対象事業実施区域及びその周辺における農業振興地域、森林地域等の状況を図 2-2-15 に示す。

### ① 農業振興地域

対象事業実施区域のある岡谷市には樋沢地区、半ノ木地区及び栃久保地区に農業振興地域がある。

### ② 森林地域

「長野県統合型地理情報システム しんしゅうくらしのマップ」によると、対象事業実施区域及びその周辺には、森林地域がある。

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

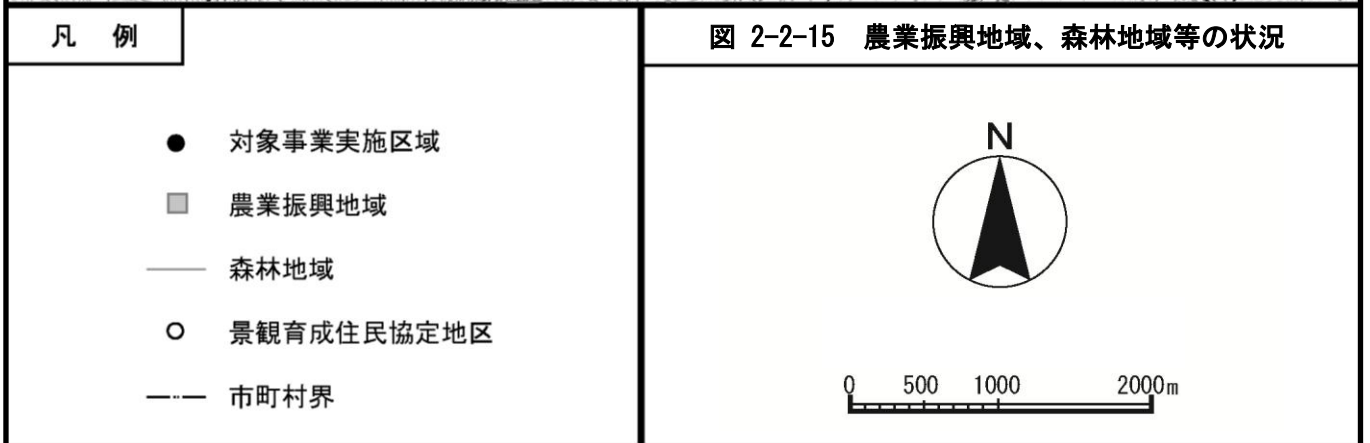
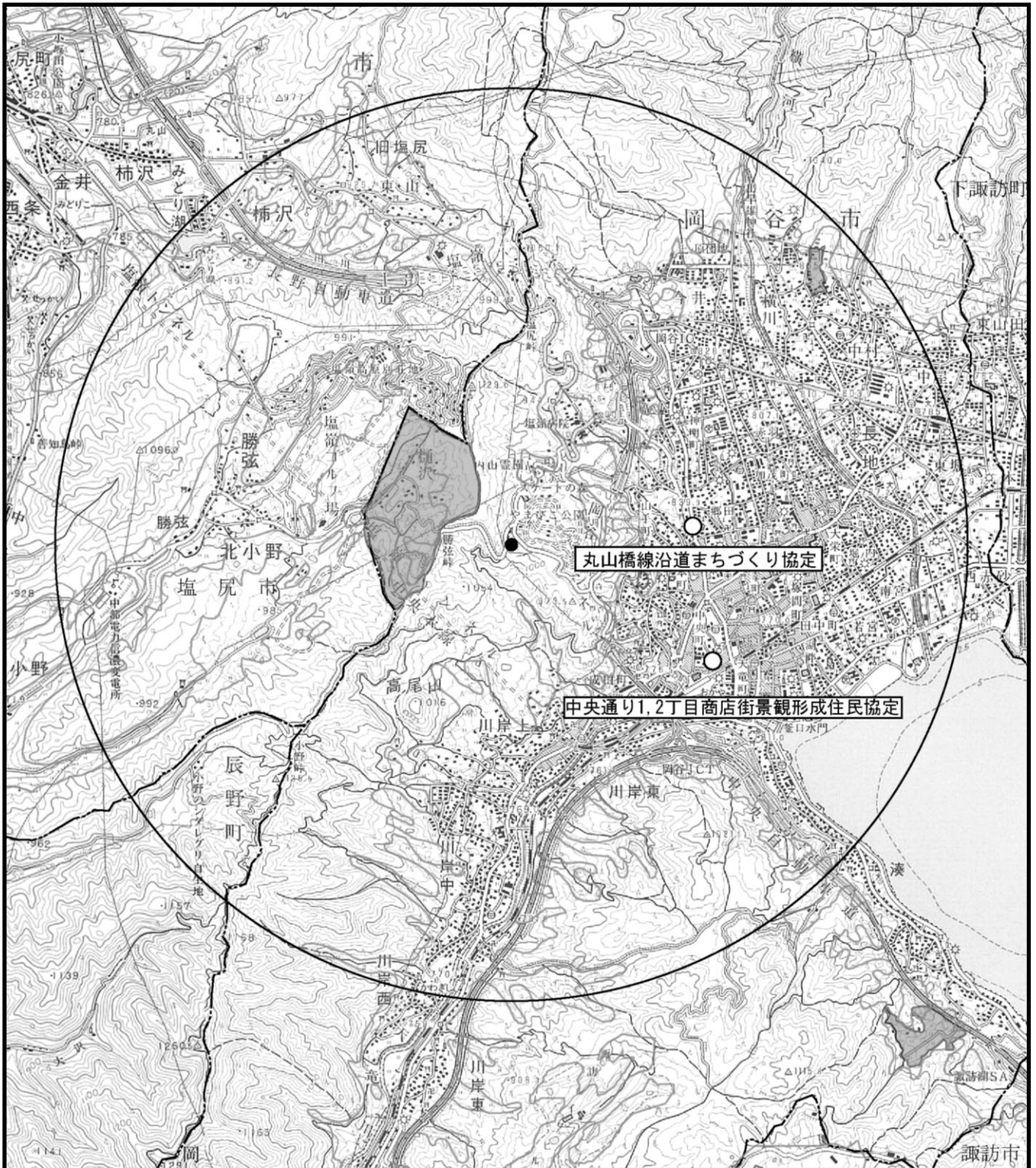
### ③ 景観育成住民協定地区

「長野県統合型地理情報システム しんしゅうくらしのマップ」によると、対象事業実施区域及びその周辺には、景観育成住民協定がある。

長野県では、県民参加による景観育成の取り組みとして、地域住民が景観づくりのために自主的なルールを定め、それを守り育てるための協定を締結した場合に、景観育成住民協定として知事が認定を行う制度を設けている。

対象事業実施区域及びその周辺には、中央通り 1,2 丁目商店街景観形成住民協定、丸山橋線沿道まちづくり協定がある。





出典:「長野県統合型地理情報システム」

## 2-2-8 地域の環境に係る方針等の状況

### 1) 岡谷市環境基本計画

岡谷市は、「岡谷市環境基本条例」に基づき、「第2次岡谷市環境基本計画」を策定している。第2次岡谷市環境基本計画の基本目標及び目標達成のための施策を表2-2-46(1)、(2)に示す。

表 2-2-46 (1) 第2次岡谷市環境基本計画の基本目標及び目標達成のための施策

望ましい環境像	基本目標	目標達成のための施策
あふれる緑と清らかな水につつまれたまち	1. かけがえのない地球環境を守るまち 《地球環境の保全》	(1) 地球温暖化防止への取り組み ①省エネルギー活動の推進 ②新エネルギー利用の促進
		(2) 市民と進める地球環境の保全 ①協働による地球環境の保全 ②環境関連団体との連携 ③環境情報の整備
	2. 豊かな自然とふれあえるまち 《自然環境の保全》	(1) 地域の特性に応じた自然環境の保全 ①健全な水資源の確保 ②里山の保全 ③在来生物の保護（生物多様性の保全） ④農地、森林の保全（防災、減災害） ⑤自然環境保全の推進
		(2) 自然とのふれあいの推進 ①自然とのふれあいの場の整備 ②自然環境体験、自然環境学習の推進
	3. 安全で安心なすがすがしいまち 《生活環境の保全》	(1) 総合的な生活環境保全対策の推進 ①水質汚濁、土壌汚染、大気汚染の防止 ②騒音、振動防止
		(2) 野外焼却（野焼き）、不法投棄の防止 ①監視体制の強化 ②啓発活動の展開

出典：「第2次岡谷市環境基本計画」（平成22年 岡谷市）

表 2-2-46 (2) 第 2 次岡谷市環境基本計画における基本目標及び目標達成のための施策

望ましい環境像	基本目標	目標達成のための施策
あふれる緑と清らかな水につつまれたまち	4. ものを大切にするまち 《循環型社会の構築》	(1) 廃棄物の発生抑制、再資源化の推進 ①3R の推進 ②再資源化の推進 ③家庭ごみの有料化の定着 ④ごみの収集の円滑化、効率化
		(2) 廃棄物の適正処理の推進 ①廃棄物の適正処理と施設の維持管理 ②廃棄物処理広域化の推進 ③産業廃棄物の適正処理
	5. 美しさと潤いのあるまち 《快適環境の形成》	(1) 景観の保全と創出 ①景観を守り、新たな創出 ②緑化と美化の推進
		(2) 歴史的・文化的資産の保存と活用 ①歴史的遺産や文化的資産の保存と活用
	6. みんなが環境保全に参加するまち 《参加と協働》	(1) 自発的参加と行動、学習の推進 ①環境教育・学習の推進 ②環境情報の活用 ③市民・事業者・行政との協働

出典：「第 2 次岡谷市環境基本計画」（平成 22 年 岡谷市）

## 2) ごみ処理基本計画

湖周地区では、平成 30 年度を達成の目標とした「ごみ処理基本計画」を平成 17 年 3 月に策定し、平成 21 年 3 月に修正している。

湖周地区のごみ処理基本計画の基本方針は以下のとおりである。

### (1) 1R から 3R への転換

1R（リサイクル）を進めるだけでは、大量破棄が大量リサイクルに変わるだけになる恐れがあり、2R（リデュース、リユース）をリサイクルに優先して行うことでごみを減らし、ごみを作らない社会を実現する。

### (2) 環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分において、環境への負荷を低減し、資源・エネルギーの効率的な回収に努め、地域の自然環境や生活環境に配慮したごみ処理システムを構築する。

### (3) 広域ごみ処理体制の整備

収集運搬から最終処分場にいたるごみ処理過程を広域化し、計画を効率的、効果的に実施することにより、循環型社会の実現を図る。

### 3) 開発動向等

岡谷市における土地利用構想の内容を表 2-2-47 及び図 2-2-16 に示す。

「第 4 次岡谷市総合計画」では、地域の振興を基本として、自然的、社会的、文化的な特性に配慮した、土地の有効活用を図り、健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を総合的かつ計画的に推進するとしている。

また、企業立地を推進するため、周辺環境に配慮しながら土地利用の転換に努めるとしている。

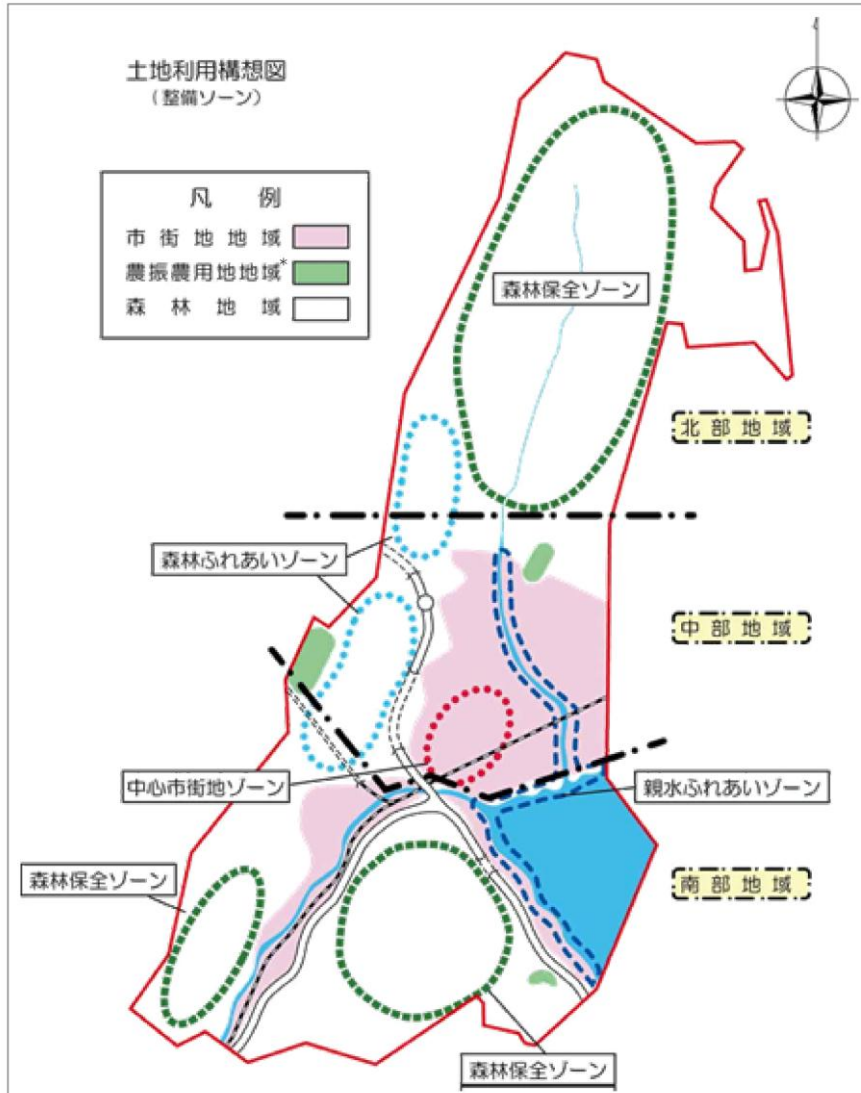
対象事業実施区域では、大規模な開発は計画されていない。

**表 2-2-47 土地利用構想**

区分		構想内容
地域別土地利用	北部地域	水源かん養などの機能が低下しないよう、自然環境の保全に努めるとともに、森林の保全、整備を推進する。
	中部地域	都市化の進展に対応して、地域の実情に応じた秩序ある土地の有効利用と都市機能の充実に努め、基盤整備とあわせて都市景観整備を進めることにより、市民の憩いの場としての公園、緑地、水辺環境などの充実を図り、快適な都市環境の整備を推進する。
	南部地域	周辺環境などに配慮しながら地域の活性化に向けて都市基盤整備を推進する。また、西山地域は、森林保全整備を推進し、自然を守り育て、森林の総合的な利用を推進する。一方、諏訪湖については、自然環境、景観の保全に努め、湖と景観を活かした親水環境の形成を推進する。
目的別土地利用	中心市街地ゾーン	商業、業務、医療、文化、住宅と交通並びに情報通信機能の集積、誘導を進め、それぞれの有機的な連携を図ることによって、本市の中核的な拠点地区の形成を図る。
	森林保全ゾーン	保安林指定、もしくは保全を優先すべき森林区域であり、土砂流出防備、水源かん養などの公益機能の充実、自然資源を活かした整備を図る。
	森林ふれあいゾーン	自然とふれあい、レクリエーション活動などの場として、森林や公園施設などの機能を増進するための整備を進め、森林の総合的な利用を推進する。
	親水ふれあいゾーン	水辺の自然環境に配慮しながら、水辺環境と自然を活かした緑豊かな快適空間を確保し、憩いとやすらぎの場、心身の健康づくりの場、スポーツ、文化などの交流の場として整備を進める。

出典：「第 4 次岡谷市総合計画」（平成 21 年 岡谷市）





出典：「第4次岡谷市総合計画」（平成21年 岡谷市）

図 2-2-16 土地利用構想図